

一般廃棄物処理基本計画 (改訂版)



平成24年3月

横 手 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 市の概況	1
1 地理的・地域的特徴	1
2 市の沿革	1
第2節 計画策定の背景と位置付け	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の目標年度	3
3 計画の位置付け	3
4 国・秋田県の廃棄物処理目標	5
第3節 計画のフォローアップ	7
1 計画の見直し	7
2 推進体制	7
3 進行管理	7
第2章 ごみ処理基本計画	8
第1節 ごみ処理の現状	8
1 ごみ処理の流れ	8
2 ごみの排出方法	9
3 ごみの発生量・処理量の実績	12
4 現有施設の状況	18
5 ごみ処理経費の実績	22
6 ごみ発生量の単純予測	23
7 現状の問題点と課題の整理	24
第2節 基本方針及び施策	25
1 国・秋田県の動向	25
2 基本方針	25
3 基本施策	26
4 個別施策	27
第3節 計画目標値の設定	31
1 計画目標値の達成状況	31
2 計画目標値の設定	32
第4節 その他の施策	33
ごみを減らすために私たちができること	35

第3章 生活排水処理基本計画	37
第1節 生活排水処理の現状	37
1 生活排水処理の流れ	37
2 生活排水処理人口の実績	38
3 収集・処理量の実績	38
4 現有施設の状況	40
5 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績	41
6 現状の問題点と課題の整理	42
第2節 基本方針及び施策	43
1 基本方針	43
2 生活排水の処理主体	43
第3節 計画目標値の設定	44
1 処理形態別人口	44
2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測	44
3 計画目標値の設定	45
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	46
1 収集運搬計画	46
2 中間処理計画	46
3 最終処分計画	46
4 その他の施策	46
資料編	
1 用語の解説	1
2 条例・規則関係	7
3 横手市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	19

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 市の概況

1. 地理的・地域的特徴

本市は、秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりを見せています。総面積は693.04k㎡で秋田県の約6.0%を占めています。

奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

また、本市にはJR奥羽本線と北上線が乗り入れしており、道路網については一般国道13号と一般国道107号が地域内で交差し、近年は高速道路網及びそのインターチェンジ周辺も整備されるなど、県下でも有数の交通の要衝となっています。

2. 市の沿革

市内全域には570カ所余りの遺跡が点在し、約1万5千年前の旧石器時代から、人々の暮らしが営まれていたことをうかがい知ることができます。現在のような田園風景は、奈良時代に律令国家がこの地に平鹿郡を造ったことにより、その基礎が確立されました。平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる後三年の役（1083～87年）がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が数多く遺されています。中世以後の横手は小野寺氏が治め、江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、常に県南の中心地域として発展してきました。

明治以降は幾度かの町村合併を経て、平成17年10月1日に旧横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の横手平鹿地域1市5町2村が合併し、人口10万人を超え、秋田県で第2の都市となりましたが、合併から6年が経過した平成23年9月末には人口が9万9,951人と10万人を割り、急激に進行する少子高齢化への対策が求められています。

第2節 計画策定の背景と位置付け

1. 計画策定の背景

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき策定するものであり、横手市（以下「本市」という。）の区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するため、長期的・総合的視点に立った基本方針を定めるものです。

本市は、平成17年10月1日に旧横手市・山内村・増田町・平鹿町・十文字町・雄物川町・大森町・大雄村の横手平鹿地域1市5町2村が合併して誕生しましたが、旧市町村における一般廃棄物処理は、現在の本市と行政区域を同じくする横手平鹿広域市町村圏組合が設置した3カ所のごみ処理施設により行っており、現在もその形を引き継いでいます。

3施設は処理方式や処理能力の違いから、旧市町村ごとに分別方法や排出方法が異なるという事情を抱えていましたが、平成19年4月にはごみ処理手数料制を導入した指定ごみ袋の全市統一を実施、併せてごみの分別・排出方法についても一定の統一を実施することにより、ごみの減量化・資源化の推進を図ってきました。

現在、本市で稼働している3施設は老朽化が進行しており、処理能力の低下が顕著となっています。このため、平成27年度中の運転開始を目標にごみ処理統合施設の整備事業を進めていますが、それまでの期間は既存施設の適切な維持管理と効率的な運用による延命に努めるとともに、さらなる廃棄物の発生抑制と資源化の推進が求められます。

こうした中、国では「持続可能な社会」の実現に向け、循環型社会形成に向けた取り組みを、「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取り組みと統合して進めていくことや、効率的なリサイクルを行うため、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」の構築、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の国民運動の推進を主な内容とする、第2次循環型社会形成推進基本計画を平成20年3月に策定しました。

また、秋田県では、平成23年6月に第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画を策定、国の動きに対応して、資源の循環利用による天然資源やエネルギーの消費抑制、環境への負荷軽減のため、バイオマスや鉱山技術等の秋田県が有する資源や特性を活かした特色のある循環型社会の形成を目指しています。

このような背景を踏まえ、本市においても「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となった、ごみの減量化・資源化及び適正処理を推進するとともに、し尿を含む生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図るべく、平成18年3月の策定から5年が経過した本計画の見直しを行うものです。

2. 計画の目標年度

本計画は、平成16年度を基準年度とし、平成27年度を計画目標年度としています。
また、計画期間は平成18年度～平成27年度の10年間とし、平成22年度を中間目標年度としています。

ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとしています。

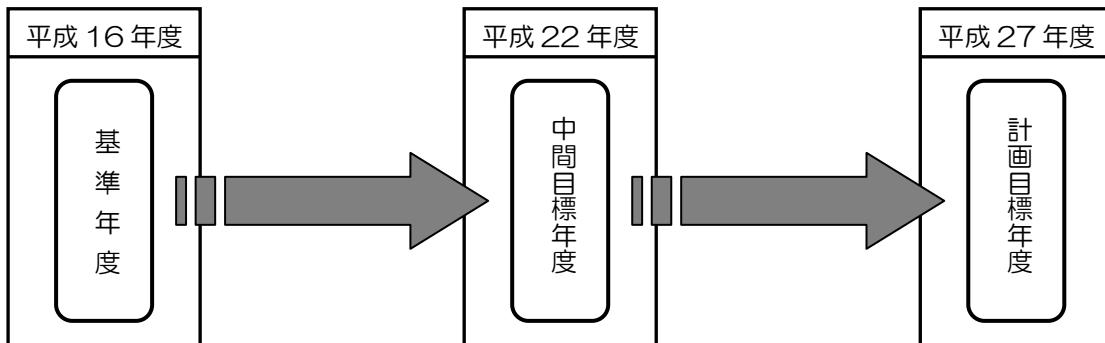


図1-2-1 計画の目標年度

3. 計画の位置付け

本計画は横手市総合計画後期基本計画、横手市環境基本計画、第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画、その他関連計画と整合を図っています。

本計画と他の各種計画との関連性について、図1-2-2に示します。

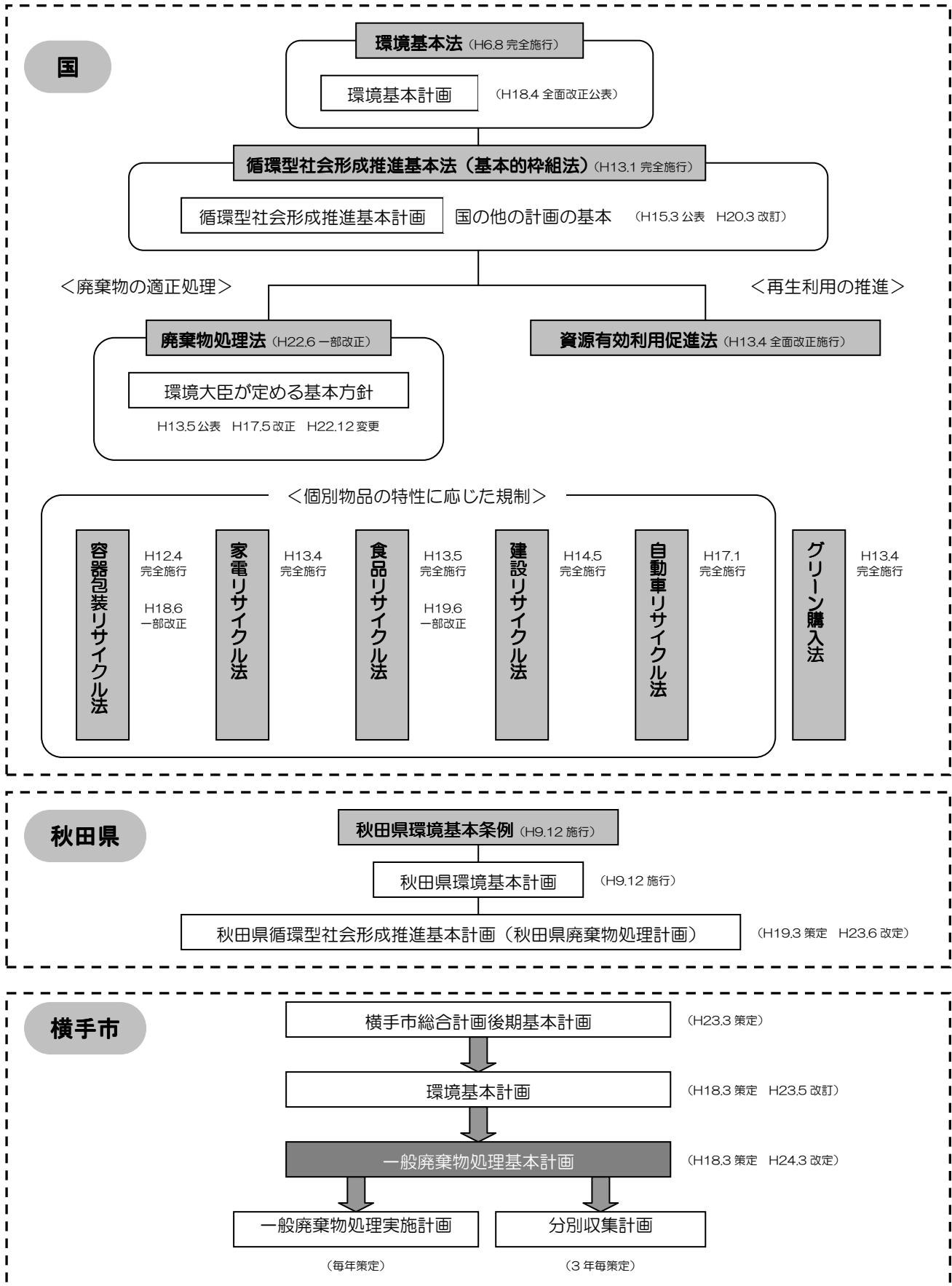


図1-2-2 計画の位置付け

4. 国・秋田県の廃棄物処理の目標

(1) 国の廃棄物処理の目標

① 廃棄物の適正な処理に関する目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号 平成22年12月変更）において、以下のとおり定めています。

表1-2-1 一般廃棄物減量化の目標量

区 分	平成19年度（実績）	平成27年度（目標年度）
排出量	5,082万t	4,828万t (H19年度比約5%削減)
再生利用率	20.3%	約25%に増加
最終処分量	635万t	495万t (H19年度比約22%削減)

また、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき定められている廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月25日閣議決定）において、以下のとおり定めています。

表1-2-2 廃棄物処理施設整備計画で目指す目標及び指標

目 標	指 標
ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ総排出量 5,082万t（H19）⇒約5,000万t（H24） ・ ごみのリサイクル率 20.3%（H19）⇒25%（H24） ・ ごみ減量処理率 97.5%（H19）⇒概ね100% ・ 最終処分場の残余年数 平成19年度の水準（15年分）を維持する。

② 循環型社会形成推進基本計画

平成20年3月に策定された第2次循環型社会形成推進基本計画の中で、非持続的な活動様式（大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動）から、持続可能な循環型社会へと転換を図るために、以下の目標が設定されています。

表1-2-3 循環型社会形成推進基本計画における減量化目標

区 分	平成12年度（実績）	平成27年度（目標年度）
1人1日当たりのごみ排出量	約1,185g ^{※1}	1,067g (H12年度比約10%減)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約660g ^{※2}	528g (H12年度比約20%減)
事業所から出されるごみの年間排出量	約1,799万t	1,439万t (H12年度比約20%減)

※1 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当りに換算

※2 1人1日当たりのごみ排出量から、事業系ごみ、集団回収量、資源ごみを除いた値

(2) 秋田県の廃棄物処理の目標

秋田県は平成23年6月に「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、減量化・再資源化のため以下の数値目標を定めています。

表1-2-4 第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画における減量化目標

区 分	平成21年度（実績）	平成27年度（目標年度）
1人1日当たりのごみ排出量	983g	870g
うち家庭から排出されるごみの1人1日当たり排出量	690g	600g
リサイクル率	17.2%	24.1%
最終処分量	4万2千t	3万3千t

第3節 計画のフォローアップ

1. 計画の見直し

本計画は、施設整備や法基準など社会情勢の変化に対応するため、策定後概ね5年ごとに見直しを行います。

2. 推進体制

本計画は、行政だけの取り組みで推進できるものではなく、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して実行することにより初めて達成することが可能となります。

また、広域的・全国的な対応が必要と思われることについては、近隣自治体との連携や国・県に対する働きかけを行います。

なお、本計画に掲げている目標を達成するために、ごみの発生量や社会情勢の変化などに柔軟に対応することのできる体制づくりを構築します。

3. 進行管理

この計画を実効性のあるものにするためには、取り組み状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが必要です。

そのため、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）からなるPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

具体的には、年度ごとの1年間のサイクルと、中間目標年度を挟む前後5年間のサイクルに分けて点検評価を行い、必要に応じて計画を見直すことによりサイクルの維持と目標の達成に努めます。

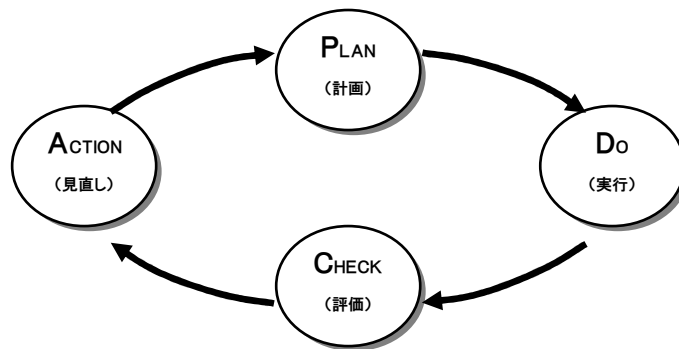


表1-3-1 サイクルの進行管理

サイクル	点検評価項目	見直しの内容
年度（1年間）	個別施策	次年度の一般廃棄物処理実施計画策定時に、個別施策の達成状況について評価を行い、必要に応じて見直しを図ります。
中間目標年度（5年間）	基本施策 数値目標	基本施策や数値目標の達成状況を踏まえ、新たな基本施策や数値目標の必要性について検討し、基本計画の見直しを行います。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

本市のごみ処理は、合併以前の旧横手平鹿広域市町村圏組合の処理体制を継続しており、各環境保全センター管内で発生した家庭系ごみ、事業系ごみはそれぞれの環境保全センターに搬入され、ごみ焼却施設あるいはリサイクル工場、ペットボトル等処理センターで中間処理され、資源化、最終処分されます。

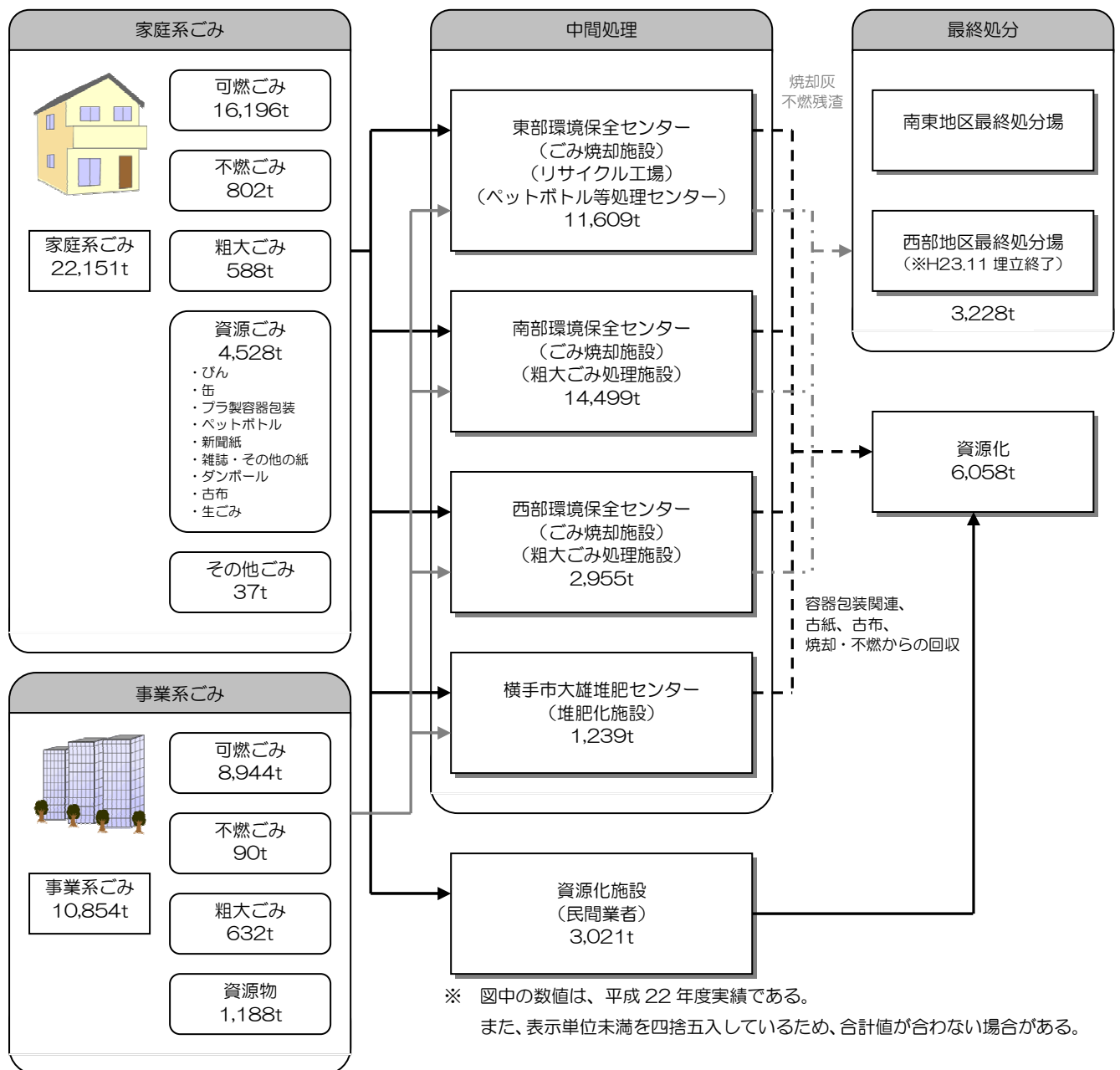


図2-1-1 ごみ処理の流れ

2. ごみの排出方法

(1) 東部地区（横手・山内地域）

表2-1-1 東部地区のごみの排出方法

ごみの分別 (4種 10 分別)	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集 体制
1. 可燃ごみ (1) 可燃ごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋	大(45L) 中(30L) 小(15L)	委託 収集
2. 不燃ごみ (2) 不燃ごみ	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
3. 資源ごみ (3) びん・缶	ステーション方式	2回/月	コンテナボックス	—	
(4) 新聞紙 (5) 雑誌 (6) ダンボール	ステーション方式	2回/月	種類別にひもで束ねる	—	
(7) 古布	ステーション方式	2回/月	種類別にひもで束ねる	—	
(8) ペットボトル	拠点回収方式 (山内地域はステーション方式)	随時 (山内地域は1回/月)	拠点設置のネットへ排出(山内地域はコンテナボックス)	—	
(9) プラスチック 製容器包装類	ステーション方式	2回/月	指定ごみ袋	大(45L)	
4. 粗大ごみ (10) 粗大ごみ	戸別収集方式	1回/月	粗大ごみ収集券	315円券	

※ ペットボトルの回収拠点は市内公共施設、スーパー・商店等に回収用ネットを設置

※ 粗大ごみは冬期間(12~3月)は収集しない

※ 粗大ごみ収集料金は大きさ及び重さにより、315円・630円・945円・1,260円の4区分

(2) 南部地区（平鹿・十文字・増田地域）

表2-1-2 南部地区のごみの排出方法

ごみの分別 (4種 13分別)	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集 体制
1. 可燃ごみ (1) 可燃ごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋	大(45L) 中(30L) 小(15L)	委託 収集
2. 不燃ごみ (2) 不燃ごみ	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
3. 資源ごみ (3) 透明びん	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(4) 茶色びん	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(5) その他の色びん	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(6) 缶	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(7) 新聞紙 (8) 雑誌 (9) ダンボール	ステーション方式	1回/月	種類別に紙ひもで束ねる	—	
(10) 古布	ステーション方式	1回/月	種類別にひもで束ねる	—	
(11) ペットボトル	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(12) プラスチック 製容器包装類	ステーション方式	2回/月	指定ごみ袋	大(45L)	
4. 粗大ごみ (13) 粗大ごみ	戸別収集方式	1回/月	粗大ごみ収集券	315円券	

※ 粗大ごみは冬期間(12~3月)は収集しない

※ 粗大ごみ収集料金は大きさ及び重さにより、315円・630円・945円・1,260円の4区分

(3) 西部地区（雄物川・大森・大雄地域）

表2-1-3 西部地区のごみの排出方法

ごみの分別 (4種 13分別) ※大雄地域のみ14分別	収集方式	収集回数	排出方法	指定袋 収集券	収集 体制
1. 可燃ごみ (1) 可燃ごみ	ステーション方式	2回/週	指定ごみ袋	大(45L) 中(30L) 小(15L)	委託 収集
2. 不燃ごみ (2) 不燃ごみ	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
3. 資源ごみ (3) 透明びん	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(4) 茶色びん	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(5) その他の色びん	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(6) 缶	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(7) 新聞紙 (8) 雑誌 (9) ダンボール	ステーション方式	1回/月	種類別に紙ひもで束ねる	—	
(10) 古布	ステーション方式	1回/月	種類別にひもで束ねる	—	
(11) ペットボトル	ステーション方式	1回/月	コンテナボックス	—	
(12) プラスチック 製容器包装類	ステーション方式	2回/月	指定ごみ袋	大(45L)	
生ごみ (大雄地域のみ)	ステーション方式	2回/週	生ごみ専用袋	20L	
4. 粗大ごみ (13) 粗大ごみ	戸別収集方式	1回/月	粗大ごみ収集券	315円券	

※ 粗大ごみは冬期間(12～3月)は収集しない

※ 粗大ごみ収集料金は大きさ及び重さにより、315円・630円・945円・1,260円の4区分

3. ごみの発生量・処理量の実績

(1) ごみ発生量の実績

家庭系ごみ、事業系ごみをあわせたごみ排出量は平成19年以降減少傾向にありましたが、平成22年度には前年比41t(0.1%)の増加に転じています。家庭系ごみは引き続き減少傾向を維持して、前年比480t(2.1%)減少となっていますが、事業系ごみは平成20年度を境に増加傾向に転じて、平成22年度には前年比521t(5.0%)の増加となっています。

ごみ排出量原単位(1人1日当たりのごみ排出量)は平成20年度までは減少していたものの、平成21年度には増加に転じています。家庭系ごみ排出量原単位は平成19年度以降減少していますが、事業系ごみ排出量原単位は平成20年度に減少したものの、平成21年度以降は増加傾向にあります。

なお、平成21年度のごみ排出量原単位の全国平均値は994g/人・日、秋田県平均値は983g/人・日に対し、本市は885g/人・日とこれらを下回っており、家庭系ごみ排出量原単位でも全国平均値が709g/人・日、秋田県平均値が690g/人・日に対し、本市は608g/人・日となっています。

区 分	単 位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口	人	105,339	104,320	103,230	102,019	101,054
ごみ排出量	t/年	35,227	34,137	33,103	32,964	33,005
家庭系ごみ	t/年	25,006	23,921	23,672	22,631	22,151
可燃ごみ	t/年	18,484	17,545	17,033	16,478	16,196
不燃ごみ	t/年	224	742	777	792	802
粗大ごみ	t/年	920	567	658	592	588
資源ごみ	t/年	5,378	5,036	4,950	4,665	4,528
その他ごみ	t/年	0	31	254	104	37
事業系ごみ	t/年	10,221	10,216	9,431	10,333	10,854
可燃ごみ	t/年	9,353	8,992	8,770	8,988	8,944
不燃ごみ	t/年	47	87	99	94	90
粗大ごみ	t/年	176	252	264	572	632
資源ごみ	t/年	645	833	298	679	1,188
その他ごみ	t/年	0	52	0	0	0
集団資源回収	t/年	617	0	0	0	0
ごみ発生量	t/年	35,844	34,137	33,103	32,964	33,005
ごみ排出量原単位	g/人・日	916	894	879	885	895
家庭系ごみ	g/人・日	650	627	628	608	601
事業系ごみ	g/人・日	266	268	250	277	294
ごみ発生量原単位	g/人・日	932	894	879	885	895

※ 行政区域内人口は各年10月1日現在のものである。

※ 表示単位未滿を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

表2-1-4 ごみ発生量の実績

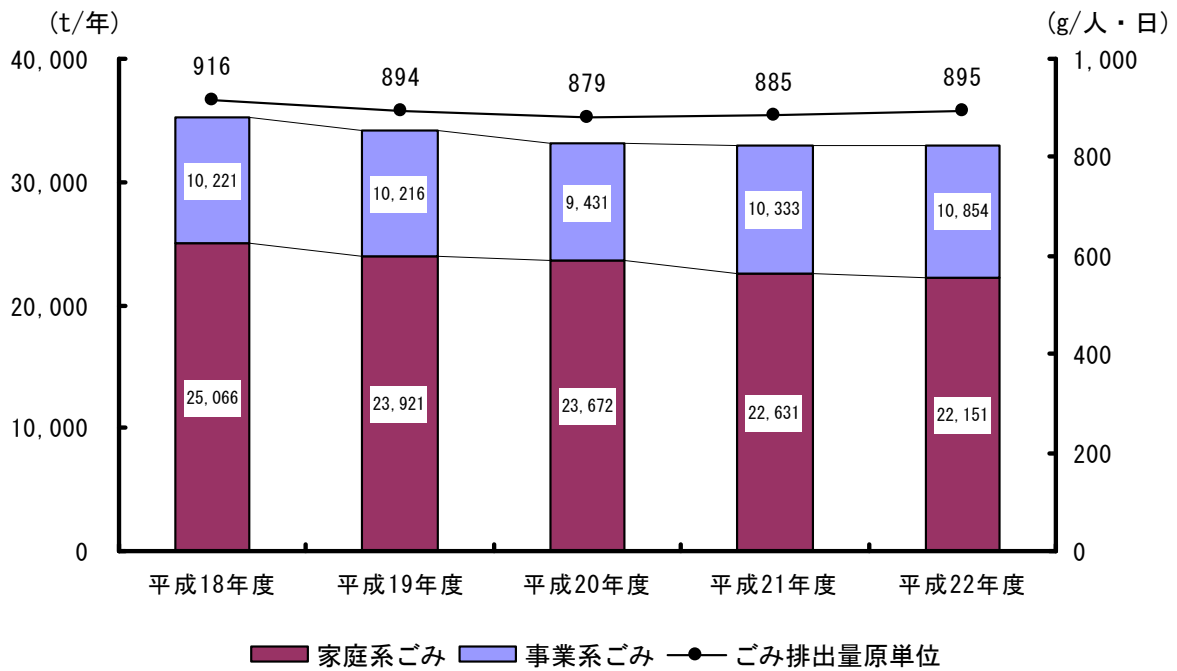


図2-1-2 ごみ発生量の推移

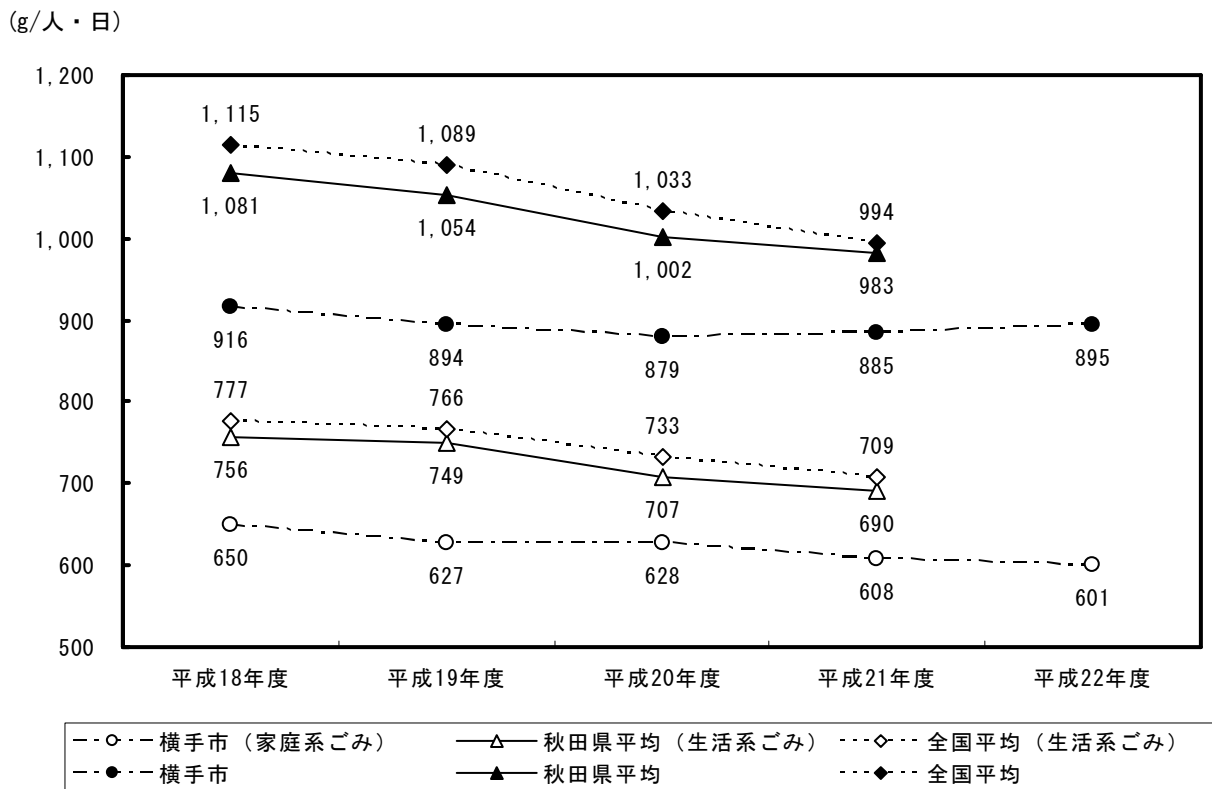


図2-1-3 ごみ排出量原単位と家庭系ごみ原単位の比較

(2) 収集・直接搬入量の実績

平成 18 年度以降、収集ごみ量は減少傾向にあり、平成 22 年度には 26,084 t と平成 18 年度から 4,037 t (13.4%) 減少しています。そのうち家庭系ごみは 3,013 t (12.6%)、事業系ごみは 1,024 t (16.3%) であり、いずれも減少傾向を維持しています。

直接搬入ごみは全体の 21.0% となっており、平成 22 年度には 6,921 t と平成 18 年度から 1,815 t (35.5%) 増加しています。そのうち家庭系ごみは平成 20 年度に増加しましたが、その後は緩やかな減少傾向にあります。事業系ごみは平成 21 年度以降増加傾向にあります。

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行政区域内人口	人	105,339	104,320	103,230	102,019	101,054
収集ごみ	t/年	30,121	28,629	27,620	26,548	26,084
家庭系ごみ	t/年	23,831	22,809	22,115	21,265	20,818
事業系ごみ	t/年	6,290	5,820	5,505	5,283	5,266
直接搬入ごみ	t/年	5,106	5,508	5,483	6,416	6,921
家庭系ごみ	t/年	1,175	1,112	1,557	1,366	1,333
事業系ごみ	t/年	3,931	4,396	3,926	5,050	5,588
合 計	t/年	35,227	34,137	33,103	32,964	33,005

※ 行政区域内人口は各年 10 月 1 日現在のものである。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

表 2-1-5 収集・直接搬入量の実績

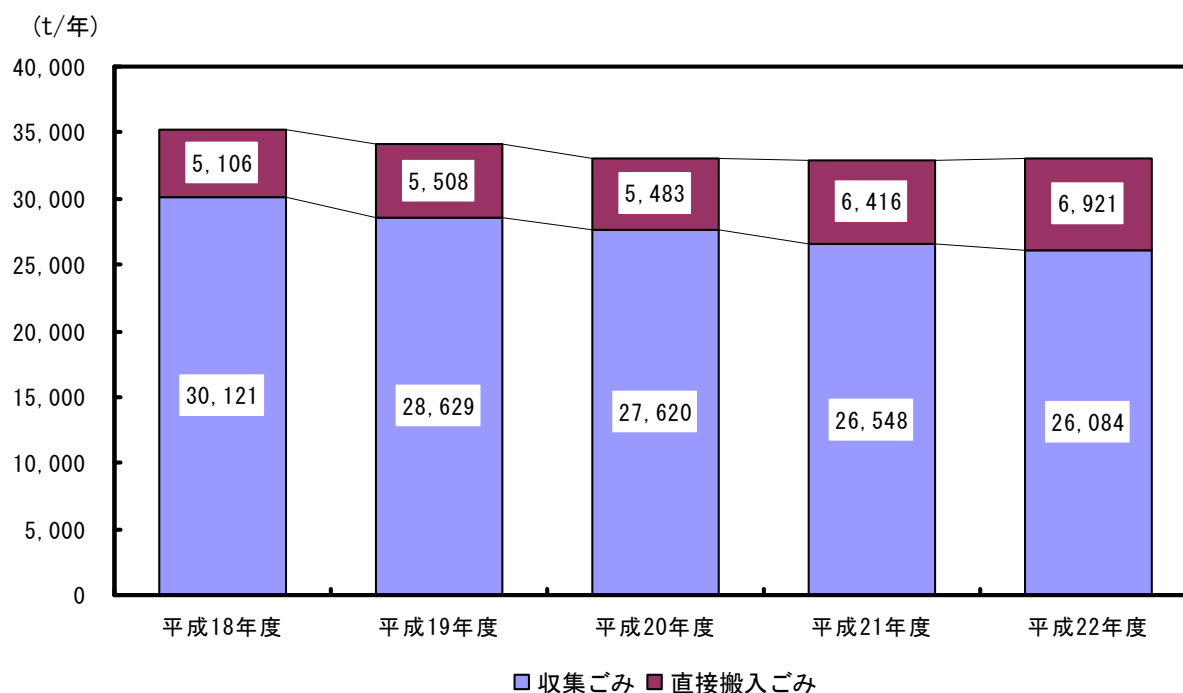


図 2-1-4 収集・直接搬入量の推移

(3) ごみ処理・資源化の実績

排出されたごみは各環境保全センターに搬入され、処理しています。

東部地区（横手・山内地域）から排出されるごみは東部環境保全センターへ搬入され、焼却・破砕、資源化等の処理をしています。ただし、横手地域の家庭系可燃ごみについては南部環境保全センターへ搬入し、焼却処理しています。

選別後に回収された金属類、古紙、古布等は有償または無償で民間業者へ、また、ビンは色ごとに選別された後に容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡されています。

東部環境保全センター敷地内にあるペットボトル等処理センターには、横手市全域から排出されるペットボトル、プラスチック製容器包装類が搬入され、選別、圧縮・梱包した後に容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡されています。

南部地区（平鹿・十文字・増田地域）から排出されるごみは南部環境保全センターへ搬入され、焼却・破砕、資源化等の処理をしています。

選別後に回収された金属類、古紙、古布等は有償または無償で民間業者へ、また、ビンは容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡されています。

西部地区（雄物川・大森・大雄地域）から排出されるごみは西部環境保全センターへ搬入され、焼却・破砕、資源化等の処理をしています。ただし、雄物川地域の家庭系可燃ごみについては南部環境保全センターへ搬入し、焼却処理しています。

選別後に回収された金属類、古紙、古布等は有償または無償で民間業者へ、また、ビンは「南部環境保全センター」へ搬入され、南部地区のものと共に容器包装リサイクル協会の指定法人へ引き渡されています。

大雄地域で分別収集されている生ごみは横手市大雄堆肥センターへ搬入・堆肥化しています。

3施設での処理後の焼却残渣や選別残渣等は、南東地区最終処分場へ搬出され、埋立処分しています。

本市のごみ処理実績を表2-1-6に、焼却率・資源化率・最終処分率の推移を図2-1-5に示します。

焼却量は減少傾向にあり、平成22年度の焼却率は80.7%となっています。資源化量は平成20年度までは減少傾向でしたが、平成21年度以降は増加傾向に転じており、平成22年度の資源化率は18.4%となっています。最終処分量は平成19年度までは増加傾向にありましたが、平成20年度以降は減少傾向に転じており、平成22年度の最終処分率は9.8%となっています。

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
ごみ排出量	t/年	35,227	34,137	33,103	32,964	33,005
ごみ発生量	t/年	35,844	34,137	33,103	32,964	33,005
焼却量	t/年	27,969	27,429	27,044	26,824	26,644
資源化量	t/年	6,972	6,105	5,640	5,774	6,058
焼却・不燃からの回収	t/年	647	585	720	912	838
紙類	t/年	0	148	156	175	177
鉄類	t/年	0	185	187	208	181
アルミ類	t/年	0	11	11	9	14
その他金属	t/年	647	241	366	520	466
容器包装類	t/年	2,657	2,274	2,024	1,936	1,837
スチール缶	t/年	572	408	227	238	230
アルミ缶	t/年	276	233	173	149	192
白カレット	t/年	402	352	308	250	249
茶カレット	t/年	616	496	451	381	384
その他カレット	t/年	163	148	164	93	98
生びん	t/年	6	0	0	0	0
ダンボール	t/年	293	298	286	455	314
プラスチック製容器包装類	t/年	149	155	221	194	187
ペットボトル	t/年	180	184	194	176	183
新聞・雑誌類	t/年	2,712	2,495	2,451	2,152	2,137
乾電池	t/年	21	10	10	30	7
古布	t/年	67	104	156	0	0
生ごみ	t/年	251	637	279	744	1,239
集団資源回収	t/年	617	0	0	0	0
最終処分量	t/年	2,978	3,485	3,402	3,251	3,228
焼却灰	t/年	2,669	2,945	2,849	2,692	2,687
不燃残渣	t/年	309	540	553	559	541
焼却率	%	79.4	80.3	81.7	81.4	80.7
資源化率	%	19.5	17.9	17.0	17.5	18.4
最終処分率	%	8.5	10.2	10.3	9.9	9.8

※ 表示単位未滿を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

表 2-1-6 ごみ処理の実績

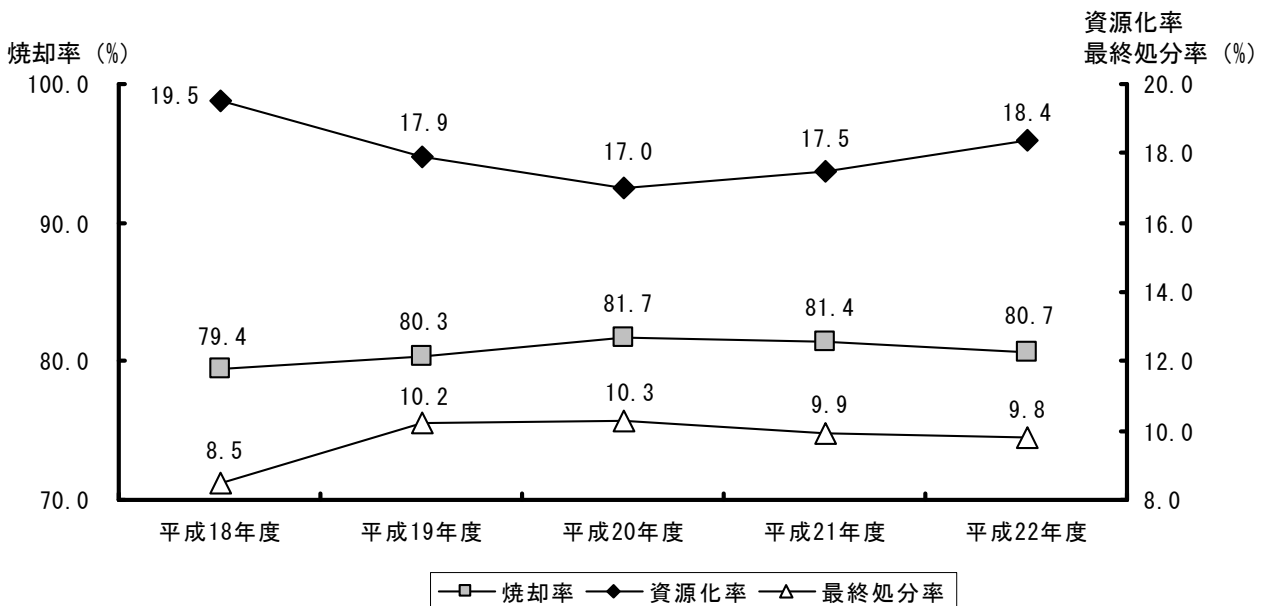


図 2-1-5 焼却率・資源化率・最終処分率の推移

(4) ごみ質の測定結果

本市では、各環境保全センターで可燃ごみに関してごみ質測定を年4回実施しています。
過去5年間のごみ質測定による、可燃ごみの種類組成分析の結果平均値は、紙・布類が全体の45.7%を占めており、次にビニール・ゴム合成樹脂・皮革類(24.5%)、厨芥類(生ごみ)(22.4%)の占める割合が多くなっています。

年度	施設	単位	紙・布類	ビニール・ゴム合成樹脂・皮革類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物	その他
平成18年度	東部	%	46.9	23.0	3.9	20.8	1.2	4.2
	南部	%	42.4	21.8	1.8	32.4	0.8	0.8
	西部	%	37.0	30.0	1.8	28.0	1.2	2.0
	平均	%	42.1	24.9	2.5	27.1	1.1	2.3
平成19年度	東部	%	45.0	26.2	2.5	24.1	0.6	1.6
	南部	%	46.0	25.0	2.5	24.4	1.1	1.0
	西部	%	45.7	26.6	2.4	15.0	4.4	5.9
	平均	%	45.6	25.9	2.5	21.2	2.0	2.8
平成20年度	東部	%	42.5	18.3	5.6	30.8	1.1	1.7
	南部	%	44.0	20.9	4.0	28.1	1.0	2.0
	西部	%	38.1	28.7	10.9	18.2	2.1	2.0
	平均	%	41.5	22.6	6.9	25.7	1.4	1.9
平成21年度	東部	%	53.3	17.1	5.3	22.7	0.9	0.7
	南部	%	53.2	24.5	3.6	16.4	0.8	1.5
	西部	%	47.6	33.1	2.7	14.6	0.9	1.1
	平均	%	51.3	24.9	3.9	17.9	0.9	1.1
平成22年度	東部	%	47.1	27.6	7.6	14.8	1.7	1.2
	南部	%	47.4	21.1	2.2	27.5	0.4	1.4
	西部	%	49.4	24.8	6.7	17.4	0.4	1.3
	平均	%	48.0	24.5	5.5	19.9	0.8	1.3
5年間平均		%	45.7	24.5	4.3	22.4	1.2	1.9

※ 数値は各年度・各施設ごとに、年4回の測定結果の平均値である。

表 2-1-7 ごみ質測定分析結果

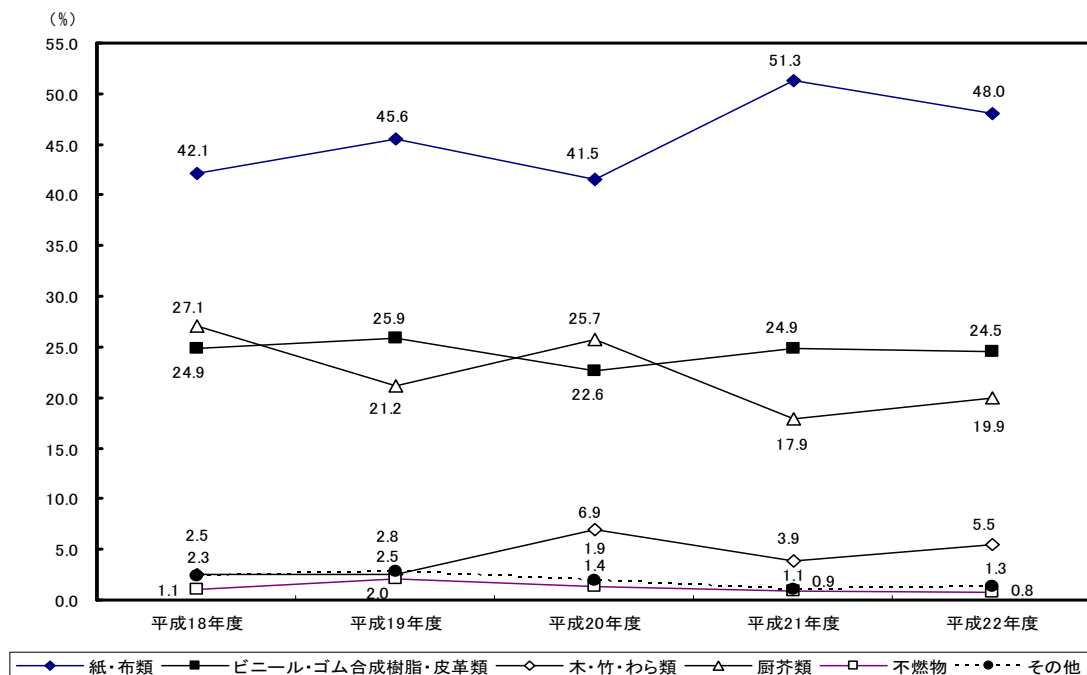


図 2-1-6 ごみ質測定分析結果の推移

4. 現有施設の状況

(1) 中間処理施設の状況

1) 東部環境保全センター

所在地	秋田県横手市睦成字七日市 41	
竣工年月	ごみ焼却施設、不燃物処理・資源化施設 ペットボトル等処理センター	昭和 59 年 3 月 平成 12 年 8 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ焼却施設 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却能力：40 t / 日 (16h) × 2 炉 ・処理方式：准連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉) ●不燃物処理・資源化施設 <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：20 t / 日 (5h) ●ペットボトル等処理センター <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：2 t / 日 (5h) 	



ごみ焼却施設



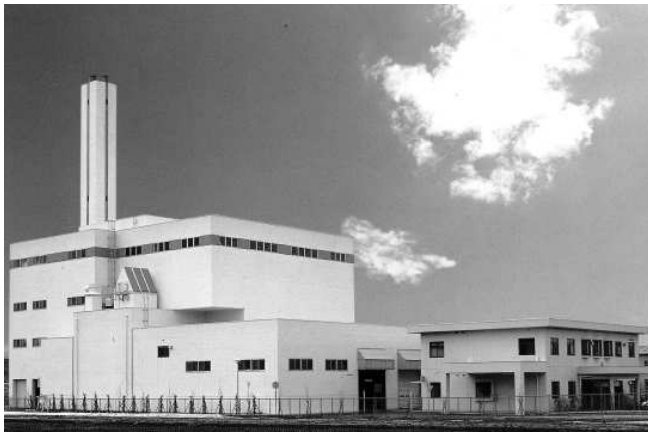
不燃物処理・資源化施設



ペットボトル等処理センター

2) 南部環境保全センター

所在地	秋田県横手市十文字町腕越字石倉 33
竣工年月	平成 4 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ焼却施設 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却能力：30 t / 日 (16h) × 2 炉 ・処理方式：准連続燃焼式焼却炉 (流動床式焼却炉) ●粗大ごみ処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：15 t / 日 (5h)



南部環境保全センター

3) 西部環境保全センター

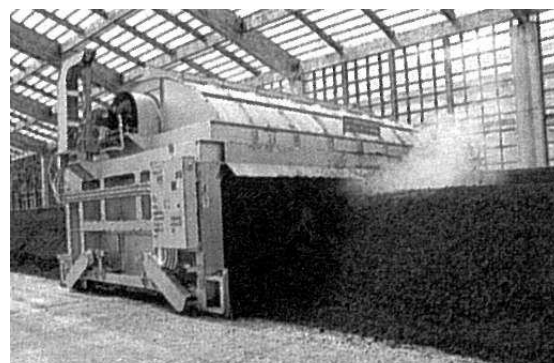
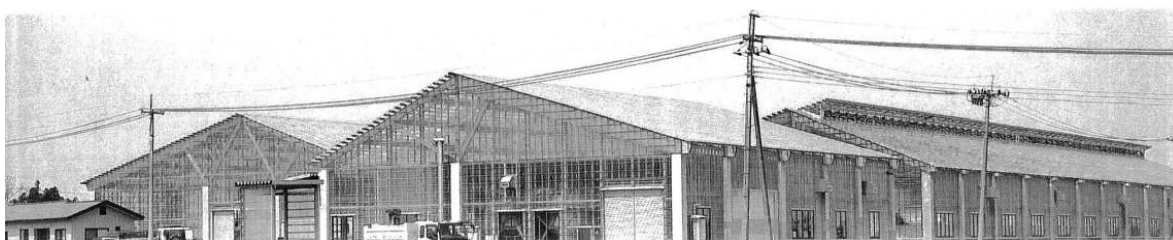
所在地	秋田県横手市大森町猿田字坊ヶ沢 56-1
竣工年月	平成 3 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ焼却施設 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却能力：20 t / 日 (16h) × 2 炉 ※ダイオキシン類対策により平成 17 年度より 1 炉のみ稼働 ・処理方式：准連続燃焼式焼却炉 (流動床式焼却炉) ●粗大ごみ処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：13 t / 日 (5h)



西部環境保全センター

4) 大雄堆肥センター

所在地	秋田県横手市大雄字森岡南 42-9
竣工年月	平成 17 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none">・ 処理方式：1 次発酵槽 片側オープンロータリー式攪拌方式 (処理日数 25 日) 2 次発酵槽 切り返し方式 (処理日数 40 日) 脱臭方法 酵素分解方式・ 計画処理量 : 約 10,000 t / 年 68.6 t / 日 (うち生ごみ 4.8 t / 日)・ 堆肥生産量 : 約 4,000 t / 年



大雄堆肥センター

(2) 最終処分場の状況

1) 南東地区最終処分場

所在地	秋田県横手市平鹿町醍醐字飛池 5
竣工年月	平成 10 年 3 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ●埋立地処分地施設 <ul style="list-style-type: none"> ・構造及び方式：準好気性埋立・セル方式 ・埋立対象物：不燃物選別残渣・破砕選別残渣・焼却残渣 ・埋立面積：18,300m² ・埋立容量：76,123m³ ●浸出水処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・水処理能力：60m³/日 ・処理方式：生物処理＋凝集沈殿＋高度処理



南東地区最終処分場

2) 西部地区最終処分場（※平成 23 年 11 月埋立終了）

所在地	秋田県横手市大森町猿田字坊ヶ沢 56-1
埋立開始年月	平成 4 年 11 月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ●埋立地処分地施設 <ul style="list-style-type: none"> ・構造及び方式：準好気性埋立・セル方式 ・埋立対象物：不燃物・焼却残渣 ・埋立面積：8,260m² ・埋立容量：28,200m³ ●浸出水処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・水処理能力：45m³/日 ・処理方式：接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過・活性炭吸着

5. ごみ処理経費の実績

本市のごみ処理経費は、平成 22 年度で約 8 億 7,500 万円、ごみ 1 t 当たりでは 26,508 円、1 人当たりでは 8,658 円となっています。

ごみ処理経費の推移を見ると、平成 18 年度は約 7 億 6,400 万円でしたが、その後増減を繰り返しながら推移しています。

なお、平成 21 年度の全国のごみ処理事業経費は約 1 兆 8,256 億円で、ごみ 1 t 当たりでは 39,470 円、1 人当たりでは 14,326 円、また秋田県のごみ処理経費は約 140 億 3,300 万円で、ごみ 1 t 当たりでは 35,902 円、1 人当たりでは 12,594 円となっています。

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行政区域内人口	人	105,339	104,320	103,230	102,019	101,054
ごみ発生量	t/年	35,844	34,137	33,103	32,964	33,005
ごみ処理経費	千円	763,566	936,815	846,994	930,553	874,892
1t 当たり	円	21,302	27,443	25,587	28,229	26,508
1 人当たり	円	7,249	8,980	8,205	9,121	8,658

※ 行政区域内人口は各年 10 月 1 日現在のものである。

※ ごみ処理経費には処理費及び維持管理費の他、建設改良費を含む。

表 2-1-8 ごみ処理経費の実績

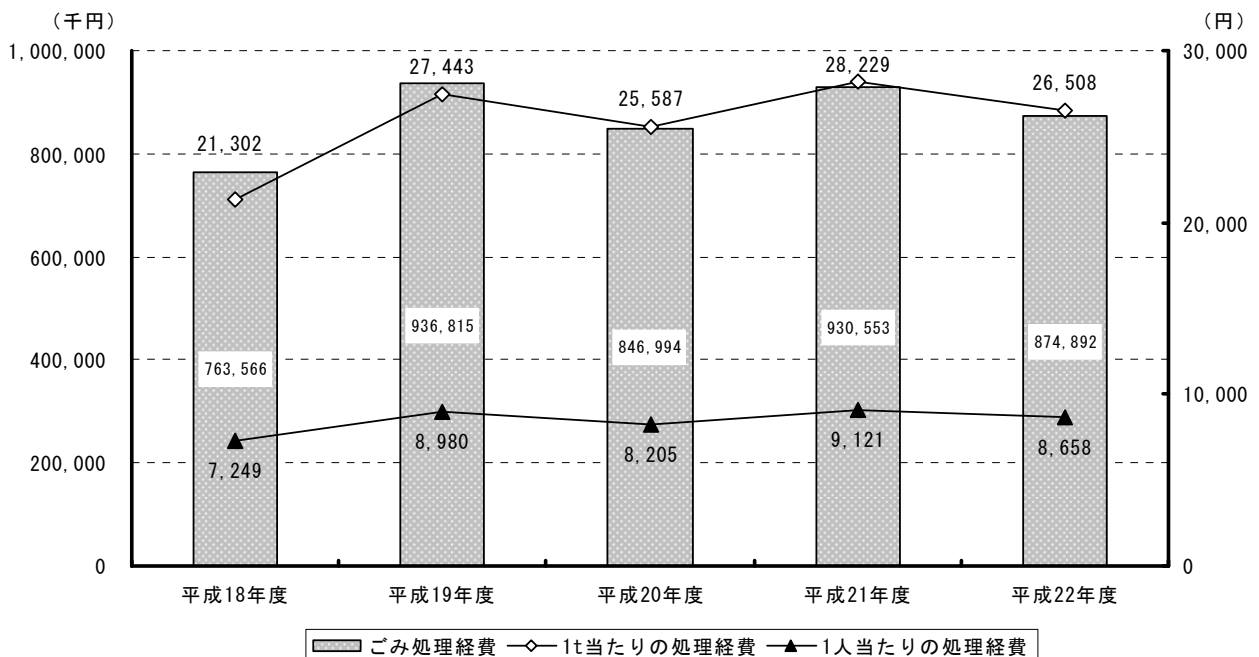


図 2-1-7 ごみ処理経費の推移

6. ごみ発生量の単純予測

ごみ発生量の実績に基づき、単純予測として、現在の施策を継続した場合の将来ごみ発生量を予測します。予測は、家庭系ごみ量、事業系ごみ量を次のように設定し、人口の予測を加味して行います。なお、計画目標年度である平成27年度の推計人口は「横手市総合計画後期基本計画」における推計人口を使用しています。

家庭系ごみ：家庭系ごみ排出量原単位

減少傾向にあるが、減少率は鈍化しているため、平成22年度値を維持するものとする。

事業系ごみ：事業系ごみ排出量原単位

増加傾向にあるが、増加率は鈍化しているため、平成22年度値を維持するものとする。

この結果、計画目標年度である平成27年度には、人口は5,149人（5.1%）の減少となり、ごみ発生量は1,675t（5.1%）の減少と予測されます。

区 分	単 位	実 績		予 測	増 減 量
		平成18年度	平成22年度	平成27年度	H27-H22
行政区域内人口	人	105,339	101,054	95,905	▲5,149
ごみ排出量	t/年	35,227	33,005	31,330	▲1,675
家庭系ごみ	t/年	25,006	22,151	21,038	▲1,113
可燃ごみ	t/年	18,484	16,196	15,382	▲814
不燃ごみ	t/年	224	802	762	▲40
粗大ごみ	t/年	921	588	558	▲30
資源ごみ	t/年	5,378	4,528	4,300	▲228
その他ごみ	t/年	0	37	35	▲2
事業系ごみ	t/年	10,221	10,854	10,292	▲562
可燃ごみ	t/年	9,353	8,944	8,482	▲462
不燃ごみ	t/年	47	90	85	▲5
粗大ごみ	t/年	177	632	599	▲33
資源ごみ	t/年	645	1,188	1,126	▲62
その他ごみ	t/年	0	0	0	0
集団資源回収	t/年	617	0	0	0
ごみ発生量	t/年	35,844	33,005	31,330	▲1,675
ごみ排出量原単位	g/人・日	916	895	895	0
家庭系ごみ	g/人・日	650	601	601	0
事業系ごみ	g/人・日	266	294	294	0
ごみ発生量原単位	g/人・日	932	895	895	0

※ 行政区域内人口は各年10月1日現在のものである。また平成27年度については「横手市総合計画後期基本計画」の推計人口を使用している。

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

表2-1-9 ごみ発生量の単純予測

7. 現状の問題点と課題の整理

(1) ごみの減量化

ごみの排出量は減少傾向にあり、平成18年度から平成22年度までに2,222 t (6.3%)減少しており、ごみ排出量原単位(1人1日あたりのごみ排出量)についても21 g (2.3%)減少していますが、計画目標値である863 g (平成16年度実績に対し3%減)は達成されておられません。

「循環型社会」を目指すには、市民、事業者、行政の3者が連携して3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)の推進に努め、さらなるごみの減量化に向けての対策が必要です。

(2) ごみの分別・収集運搬

本市では平成17年10月の市町村合併後も、旧市町村ごとに分別方法や排出方法が異っていましたが、平成19年4月にはごみ処理手数料制を導入した指定ごみ袋の全市統一に併せて、ごみの分別・排出方法についても一定の統一を実施しました。

しかし、合併以前から稼働している3カ所のごみ処理施設は処理方式や処理能力の違いがあり、それに応じた分別・収集運搬を実施する必要があるため、今だに完全な統一には至っていません。

現在、平成27年度中の運転開始を目標に、ごみ処理統合施設の整備事業を進めていますが、それに併せて分別・排出方法についても全市統一を図るための検討が必要です。

また、収集運搬業務委託エリア、集積所数等についても合併以前のものそのまま引き継いでいるため、さらに効率的な収集運搬を実施するための見直しが必要です。

(3) 資源化率の向上

資源化量は平成20年度までは減少傾向でしたが、平成21年度以降は増加傾向に転じており、平成22年度の資源化率は18.4%となっています。

しかしながら、資源化量の内訳についてみると、この増加は生ごみの堆肥化によるものが大きく、他の資源化物に関してはほぼ全ての品目において横ばい~減少傾向にあることから、今後もより一層の資源化を推進する必要があります。

分別収集の徹底について周知を図るとともに、社会情勢の変化や新たな法制度の整備に応じて不燃ごみ・粗大ごみ、あるいは可燃ごみからの資源回収等により、資源化率の向上を図る必要があります。

第2節 基本方針及び施策

1. 国・秋田県の動向

戦後の高度経済成長期以後、近年に至るまで、私たちは大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動により、豊かで便利な生活を営むために大きな恩恵を受けてきました。

しかし、このことは一方では有効な資源を浪費し、健全な物質循環の阻害に結びつくという側面を有しており、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化、さらには大規模な資源採取による自然破壊などへと繋がる懸念が懸念されています。

今後も私たちがこのような経済社会活動を継続した場合には、資源の制約や排出された廃棄物処理に伴う環境問題に突き当たることになり、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがあります。このため、「持続可能な社会」の構築に向けて経済社会活動や生活様式を根本から見直すことが緊急の課題となっています。

国ではこうした状況を踏まえ、循環型社会の形成と推進に向けて、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「廃棄物処理法」の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法といった各種リサイクル法を整備し、平成20年3月には「第2次循環型社会形成推進基本計画」を策定、循環型社会形成に向けた新たな考え方や数値目標が示されました。

また、秋田県では平成18年4月に策定された「第2次秋田県廃棄物処理計画」や平成19年3月に策定した「第1次秋田県循環型社会形成推進基本計画」に基づき、循環型社会の形成や廃棄物等の減量化の推進、適切な処理体制の構築を目指して、廃棄物の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）や適正処理に関する施策を推進してきましたが、これらの計画が満了となることに伴い、さらに総合的かつ計画的に施策を進めていくため、平成23年6月に「秋田県廃棄物処理計画」を組み入れた「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定しています。

2. 基本方針

本市のごみ発生量は平成18年度から平成22年度にかけて2,839 t減少しました。これは人口減少によるものとも考えられますが、それに伴い家庭系ごみの1人1日当たりの排出量も、平成18年度から平成22年度で49g/人・日減少しています。

このことから、人口減少は一因ではあるものの、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから、循環型社会形成への転換に向けた取り組みが私たちの生活に少しずつ浸透してきていることが推測されます。

本市では、今後ごみの発生量を減らすこと、すなわちリデュース（発生抑制）を最優先とし、「循環型社会」の形成に向けた取り組みを実施していきます。

基本方針

1. ごみの減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化に①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）の優先順位で取り組み、環境への負荷低減・資源の有効活用を目指します。

2. 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

ごみの排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る過程において、効率面だけではなく、環境負荷やコスト、安全性についても検討を行い、最適なごみ処理システムの構築を目指します。

3. 基本施策

（1）ごみの減量化・資源化の推進

① 発生抑制の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄を見直し、「もの」を大切に、その価値を無駄にすることなく活かしていく、「もったいない」の考えに即したライフスタイルや事業活動を進めるための啓発活動や経済的手法の導入を進めます。

② 資源化の推進

ごみとして出されたものから可能な限りの資源回収を行うため、市民、事業者、行政のそれぞれが役割を担い行動できるよう体制を整備します。

（2）環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

① 適正処理の実施

効率的な収集・運搬を実施するための体制を整備し、既存の中間処理施設におけるごみの安定処理・資源化を進め、環境負荷の低減を図ります。

また、ごみ処理統合施設整備事業の進捗状況に合わせて、分別区分・収集運搬方式等の全市統一について検討します。

② 最終処分量の削減

ごみの減量化・資源化、及び適正処理を進めることにより、最終処分量の削減を図るとともに、将来の最終処分方法について検討します。

③ ごみ処理統合施設の整備推進

既存の施設の適切な維持管理と効率的な運用による延命に努めるとともに、環境負荷低減に配慮したごみ処理統合施設の整備を進めます。

4. 個別施策

(1) 発生抑制の推進

意識改革	
施策	内容
環境教育・普及啓発の充実	市民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、ごみの適切な分別や排出方法に関する啓発や情報提供を行います。 また、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校における環境学習や、地域社会で開催される社会教育活動の場における出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組みます。
地域リーダーの育成	環境衛生指導員の任務や配置等について必要に応じて見直しを図り、さらに地域に根差した、ごみの分別や排出等に関するリーダーを育成・配置できるよう検討します。

発生抑制	
施策	内容
生ごみ減量化・資源化の推進	家庭用のコンポストや電動生ごみ処理機の購入補助等により生ごみの資源化を図ります。また、生ごみの中に多く含まれる水分を減らすことにより可燃ごみの減量化を図るため、「水切り」に関する啓発や情報提供をします。
生ごみ減量推進モデル事業の継続	大雄地域、及び十文字・山内地域の一部においてモデル事業として実施している生ごみの分別・堆肥化を継続するとともに、生ごみ減量化の有効な対策について検討します。

施 策	内 容
堆肥センターの活用	畜ふん、生ごみ等を原料に堆肥化する大雄堆肥センターを活用し、モデル地区となっている大雄地区から排出された家庭系の生ごみや、学校給食センター等の公共施設、食品関連事業者等から発生する調理くず・食品残渣等の有効活用を図ります。
民間回収ルートを活用	販売店による店頭回収等の事業者による回収体制を推進します。
事業系ごみの減量	事業系ごみの減量・適正処理を図るため、事業者に対し資源ごみの分別徹底を促すとともに、ごみ減量化計画の策定・実施を求める等、計画的な事業系ごみの排出抑制対策について検討します。 また、ごみ減量化・資源化を計画し、目標を達成した事業者に対して顕彰する制度の導入を検討します。
エコライフ協力事業所・町内会の認定	ごみ減量・リサイクル等の環境活動に積極的に取り組んでいる事業所や町内会をエコライフ協力事業所・町内会として認定することにより、事業者や地域団体による取り組みを促進します。
マイバッグ運動の推進	市民に対し、買い物の際にマイバッグを持参する等、過剰包装を断ることを習慣づけ、ごみとなるものを買わない・受け取らないよう働きかけをします。
集団資源回収の推進	集団資源回収を推進することにより、ごみ処理量を削減し、資源化の促進を目指します。 また、集団資源回収奨励金制度の導入について検討し、地域団体等が行う自主的なリサイクル活動を支援します。
ごみ処理手数料制度の継続	指定ごみ袋によるごみ処理手数料制度を継続することにより、家庭系一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平性、及び市民の意識改革を進め、ごみの排出抑制を図ります。

再 生 利 用	
施 策	内 容
グリーン購入の推進	グリーン購入法に基づき、製品やサービスを購入する際、環境負荷が少ないものを優先的に購入するよう推進します。

(2) 資源化の推進

市民が進めるリサイクル	
施 策	内 容
ごみの分別の徹底	ごみの分別を徹底し、資源化に協力します。
リサイクル活動への協力	ごみの減量化や資源化に取り組む市民団体等の活動や集団資源回収に協力します。また、スーパー等における紙パックや白色トレイ等の店頭回収に協力します。

事業者が進めるリサイクル	
施 策	内 容
従業員への環境教育の充実	従業員に対する環境教育を実施し、事業所内でのごみの分別・資源化及び減量化を進めます。
自己責任によるリサイクルの促進	事業所から排出されるごみのうち、古紙、びん・缶類などの資源ごみは事業所自らがリサイクルに取り組むよう努めます。

市が進めるリサイクル	
施 策	内 容
職員の意識向上	職員のごみ減量化に対する意識向上を図り、公共施設から発生するごみやイベントの際に発生するごみの分別・資源化及び減量化を推進します。
リサイクルに関する調査・研究の推進	最適なりサイクルを進めるため、先進事例やリサイクルの手法などに関する調査・研究を推進します。
リサイクル事業への協力	使用済小型家電からのレアメタル等希少資源の回収等、資源の有効利用促進を目的とする事業への協力により、さらなるごみの減量化・資源化を推進します。

(3) 適正処理の実施

収 集 ・ 運 搬	
施 策	内 容
効率的な収集・運搬の実施	本計画に基づき、家庭系・事業系一般廃棄物の効率的な収集・運搬体制を整備します。 また、ごみ処理統合施設整備事業の進捗状況に合わせて、分別区分・収集運搬方式の全市統一について検討します。

ごみ集積所の整備	ごみ集積所の台帳整備を進め、データベース化を図ることにより、効率的な収集運搬やごみ集積所の整備を推進するとともに、ごみ集積所の新設や修繕の際の補助制度について周知を図ります。
環境負荷の低減	環境に優しい低公害車の導入について検討します。

中間処理	
施策	内容
焼却施設による適正処理の継続	焼却施設の適切な維持管理を行い、焼却処理による可燃ごみの適正処理を実施します。
中間処理施設による資源化処理の継続	中間処理施設の適切な維持管理を行い、破碎、選別、圧縮梱包等により資源化を実施します。 また、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類については中間処理後、容器包装リサイクル法に基づいたルートにより適正処理を実施します。

(4) 最終処分量の削減

最終処分量の削減	
施策	内容
最終処分量の削減	ごみを適正に処理し、最終処分量の削減を推進します。
将来の最終処分方法の検討	最終処分場の残余容量が減少してきている状況を踏まえ、将来の最終処分方法について検討します。

(5) ごみ処理統合施設の整備推進

ごみ処理統合施設の整備推進	
施策	内容
既存施設の延命と効率的利用促進	現在稼働している3施設はいずれも老朽化が進んでいますが、新しい施設が完成し稼働するまでには相当の期間を要するため、その間は計画的に適正な維持管理を実施することにより延命を図るとともに、その効率的な運用を図ります。
ごみ処理統合施設の整備推進	環境負荷低減に配慮したごみ処理統合施設の整備を進めます。 整備に際しては、環境保全と安全性、安定性、経済性等に配慮するとともに、資源化や熱エネルギーの有効利用など、本市に適した処理技術の導入を図ります。

第3節 計画目標値の設定

1. 計画目標値の達成状況

平成 22 年度の現状を基に当初計画（平成 18 年 3 月策定）で設定した目標値の達成状況は表 2-3-1 のとおりです。

表 2-3-1 計画目標値の達成状況

区 分	単 位	平成 16 年度 (基準年度)	平成 22 年度 (中間目標値)	平成 22 年度 (実績値)	中間目標値に 対する達成率 (%)	平成 27 年度 (目標値)
行政区域内人口	人	105,479	100,731	101,054		95,905
ごみ排出量	t/年	34,266	32,208	33,005	97.6	30,210
可燃ごみ	t/年	27,776	24,753	25,140	98.5	21,618
不燃ごみ	t/年	476	456	892	51.1	432
粗大ごみ	t/年	1,001	956	1,220	78.4	910
資源ごみ	t/年	5,013	6,043	5,716	94.6	7,250
その他ごみ	t/年	—	—	37	—	—
資源化量	t/年	5,013	6,043	6,058	100.2	7,250
スチール缶	t/年	687	828	230	27.8	994
アルミ缶	t/年	315	380	192	50.5	456
白カレット	t/年	456	550	249	45.3	660
茶カレット	t/年	674	812	384	47.3	975
その他カレット	t/年	198	239	98	41.0	286
新聞・雑誌類	t/年	1,663	2,005	2,137	106.6	2,405
ダンボール	t/年	341	411	314	76.4	493
プラスチック製容器包装類	t/年	272	328	187	57.0	393
ペットボトル	t/年	263	317	183	57.7	380
古布	t/年	144	173	0	0.0	208
乾電池	t/年	—	—	7	—	—
生ごみ	t/年	—	—	1,239	—	—
集団資源回収	t/年	—	—	0	—	—
焼却・不燃からの回収	t/年	—	—	838	—	—
資源化率	%	14.6	18.8	18.4	97.9	24.0
1人1日当たりごみ排出量	g/人・日	890	876	895	97.9	863
最終処分量	t/年	3,784	3,027	3,228	93.8	2,685
最終処分率	%	11.0	9.4	9.8	95.9	8.9

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※ 当初計画においては「その他ごみ」、「乾電池」、「生ごみ」、「集団資源回収」、「焼却・不燃からの回収」についての目標値は設定していない。

※ 当初計画においては、資源ごみの排出量＝資源化量としている。

※ 中間目標値に対する達成率は、ごみ排出量とその内訳、及び1人1日当たりごみ排出量、最終処分量、最終処分率については中間目標値／実績値により算出している。また、資源化量とその内訳、及び資源化率については実績値／中間目標値により算出している。

全体的なごみの排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、平成19年度に指定ごみ袋の全市統一や分別・排出方法について一定の統一を実施する等、ごみ減量化や資源化を推進したことにより減少傾向にあります。平成22年度の実績値はそれぞれ33,005 t、895 g/人・日であり、中間目標値である32,208 t、876 g/人・日には届いていません。

また、資源化量については、平成22年度の実績値が中間目標値である6,043 tをわずかに上回り、6,058 tとなっていますが、これは当初計画で計上していなかった生ごみや焼却・不燃からの回収量を実績値として計上していることによるところが大きく、各品目をみてみると新聞・雑誌類を除く全てにおいて減少傾向にあります。同年度の資源化率は18.4%と中間目標値である18.8%にはわずかに届いていません。

2. 計画目標値の設定

いずれの指標についても当初計画における目標年度である平成27年度の数値目標は未達成となっている状況を踏まえ、計画目標値については引き続き当初計画の目標達成を目指すものとしします。

ただし、ごみ排出量及び資源化量におけるごみの種別ごとの目標値は設けず、国の第2次循環型社会形成推進基本計画、及び第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画において設定されている指標に基づき、①ごみ排出量、②1人1日当たりのごみ排出量、③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、④事業系ごみ排出量、⑤資源化率、⑥最終処分率の6項目を設定するものとしします。③、④については当初計画において設定されていませんが、③については平成16年度（基準年度）の実績が608 g/人・日であることから、②における当初目標である平成16年度比3%削減に準じ、590 g/人・日とします。また、④については事業系ごみ排出量は事業所規模によりごみ排出量の差が顕著であることから、1事業所当たりではなく総量について目標値を設定しています。

表2-3-2 減量化・資源化の計画目標値

指 標	平成22年度（実績）	平成27年度（目標値）
ごみ排出量	33,005 t	30,210 t
1人1日当たりのごみ排出量	895 g/人・日	863 g/人・日
うち家庭から排出されるごみの 1人1日当たり排出量	601 g/人・日	590 g/人・日
事業系ごみ排出量	10,854 t	9,556 t
資源化率	18.4%	24.0%
最終処分率	9.8%	8.9%

第4節 その他の施策

(1) 不法投棄・不適正処理防止対策

本市が委嘱する環境監視員による巡回監視パトロールや不法投棄防止看板・監視カメラ設置等の指導・啓蒙活動を実施するとともに、秋田県や警察、近隣市町村等関係機関との相互連携・情報の共有化を図りながら、不法投棄や野焼き等の不適正処理の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

(2) 適正処理困難物などの取り扱い体制の整備

① 適正処理困難物

下記に示す適正処理困難物については、本市の中間処理施設では処理することができないことから、受け入れをしません。

処理については、取扱店等の引取業者への回収依頼を指導しており、引取業者と協力しながら適正処理を推進します。

表2-4-1 適正処理困難物

燃料類（ガソリン・オイル等）	バッテリー・タイヤ	自動車部品
農機具類	農業用資材	薬品（農薬・除草剤等）
ボタン電池・小型充電式電池	建築廃材	ガスボンベ
コンクリート・ブロック	塗料類	

② 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目

テレビ（液晶・プラズマ・ブラウン管）、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機については、家電製品を取り扱う小売業者等と協力し、家電リサイクル法に基づいた適正な回収ルートによるリサイクルを推進するとともに、市民に対し処分方法等について周知を図ります。

③ 資源有効利用促進法対象品目（パソコン・ディスプレイ）

パソコン及びディスプレイについては、製造業者等と協力し、適正な回収ルートによるリサイクルを推進するとともに、市民に対し処分方法等について周知を図ります。

④ 二輪車（バイク）

二輪車（バイク）については、製造業者、販売業者等と協力し、二輪車リサイクルシステムに基づく適正な回収ルートによるリサイクルを推進するとともに、市民に対し処分方法等について周知を図ります。

⑤ 消火器

消火器については、製造業者、販売業者等と協力し、廃消火器リサイクルシステムに基づく適正な回収ルートによるリサイクルを推進するとともに、市民に対し処分方法等について周知を図ります。

(3) 災害廃棄物対策

地震や水害等の災害時に一時的に大量に発生した廃棄物については、横手市地域防災計画に基づき災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、早期に都市機能や市民生活の回復を図ることができるよう、各地域において臨時の拠点を設け、迅速な処理・処分を実施することが可能な体制を整備します。

また、近隣自治体や広域組合等と災害廃棄物処理の相互援助・協力体制の整備について検討します。

(4) 一般廃棄物会計基準の導入

ごみ処理事業の適正な管理を行い、かつ市民への情報公開を進めるために、ごみ処理に要する費用を具体的に把握することができる一般廃棄物会計基準の導入について検討します。

(5) 医療廃棄物対策

感染性一般廃棄物については廃棄物処理法により「特別管理一般廃棄物」に指定されており、他の廃棄物とは区分して、収集運搬及び処分等の基準が定められており、それに応じた必要な措置を講ずることとされています。このため、医療機関が自ら、専門の廃棄物処理業者に処分を委託する必要があり、適正な処分が実施されるよう指導をします。

また、在宅医療廃棄物について、非鋭利なもので感染性の極めて低いものについては可燃ごみとして収集することとしています。排出可能なものは下記のとおりです。なお、収集しない注射針等の鋭利なものやガラス製のアンプル類等の処理については、医療機関での回収を実施することとし、医療機関等と連携を図りながら、適正に分別・処分されるよう市民への情報提供・啓発を実施します。

表2-4-2 在宅医療廃棄物の取り扱い

収集するもの（可燃ごみ）	収集しないもの（医療機関で回収）
<ul style="list-style-type: none"> ・注射器（針のないもの） ・プラスチック製廃棄物 （CAPD バッグ、その他ビニール製バッグ、チューブ・カテーテル、ストーマ） ・可燃性廃棄物等 （紙おむつ、脱脂綿・ガーゼ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・注射針等の鋭利なもの ・薬のアンプル類（ガラス製） ・インシュリン等の自己注射器

ごみを減らすために私たちができること ～「もったいない」の心で～

古来から日本人が使ってきた「もったいない」という言葉には、粗末に扱われて惜しい、有効に活かされず残念だ、といった意味があります。単にものを使い惜しむのではなく、そのものの持つ本来の価値や役割に着目し、無駄にすることなく活かしていくことであり、循環型社会の理念に最も合致した言葉と言えます。

「もったいない」はごみ減量化の具体的な取り組みである「3R」を一言で表す言葉であり、命の大切さやかけがえのない地球資源への **Respect（尊敬の念）** という意味も込められているものとして、国際語「**MOTTAINAI**」となって世界中に広がっています。

3Rとは・・・

- 第1に、ごみとして捨てるものを極力減らすこと。（発生抑制：Reduce リデュース）
- 第2に、繰り返し使い、ごみにしないこと。（再使用による排出抑制：Reuse リユース）
- 第3に、ごみを資源として活かすこと。（再生利用：Recycle リサイクル）

「もったいない」の心で進める「3R」の中で、最も効果的なのは「**Reduce リデュース**」（発生抑制）です。

ごみになってからの後処理ではなく、ごみが出ないように取り組みをすることが最も大切です。リデュースを徹底することにより、ごみ処理に要するエネルギーの節約にもなります。

私たちの国から生まれた「もったいない」の心。もう一度見直してみましょう。

【市民ができるリデュース】

買い物では...

- 買物袋を持参し、過剰な包装は断る
 - ・マイバッグや買い物カゴを活用し、レジ袋は使用しないようにする。
 - ・不要な包装は断る
 - ・洗剤や調味料などは詰め替え品を選ぶようにする。
- 本当に必要なものだけを購入し、無駄なく使う
 - ・衝動買いはやめ、捨てる時のことを考えて購入する。
 - ・長く使える製品を選ぶ。
 - ・食品は賞味期限切れや腐らせてしまうことがないように計画的に購入する。

暮らしの中では...

■作り過ぎ・食べ残しに注意

- ・食材はムダなく使い切り、料理を多めに作り過ぎないようにする。
- ・調理方法を工夫し、調理くずを減らす。
- ・食べ残しをしない。

■ものを大切に、長く使う

- ・使い捨て商品はできるだけ使用しない。(割りばし・紙コップなど)
- ・ものは修理して大切に長く使う。
- ・使用期間の短いものはレンタルを利用する。(ベビー用品・旅行用品など)

捨てるときは...

■生ごみは十分に水切りをする

- ・水切り用の袋やネットを活用し、ごみ袋に入れる前に一度絞る。
- ・お茶がらやティーバッグは乾かしてから。
- ・野菜や果物の皮などはトレイや紙の上に乗せて置き、乾燥させる。

■コンポストや電動生ごみ処理機で減量化・堆肥化を

- ・生ごみは堆肥化し、資源として活用する。

◎家庭から排出されるごみの約70%は可燃ごみであり、その約50%が生ごみです。
また、生ごみの約80%は水分です。(重量比による推計)

ごみの減量化のためには、**生ごみを減らすこと、水切りをすることが**大変効果的です。

【事業者ができるリデュース】

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと廃棄物処理法に定められています。また、循環型社会の形成に向けて各リサイクル法制度の整備が推進されるのに伴い、業種や製品、廃棄物の種類等によって、発生抑制、再生利用、適正処理が義務付けられるようになっていきます。ごみの減量化には事業者の方の協力が不可欠です。

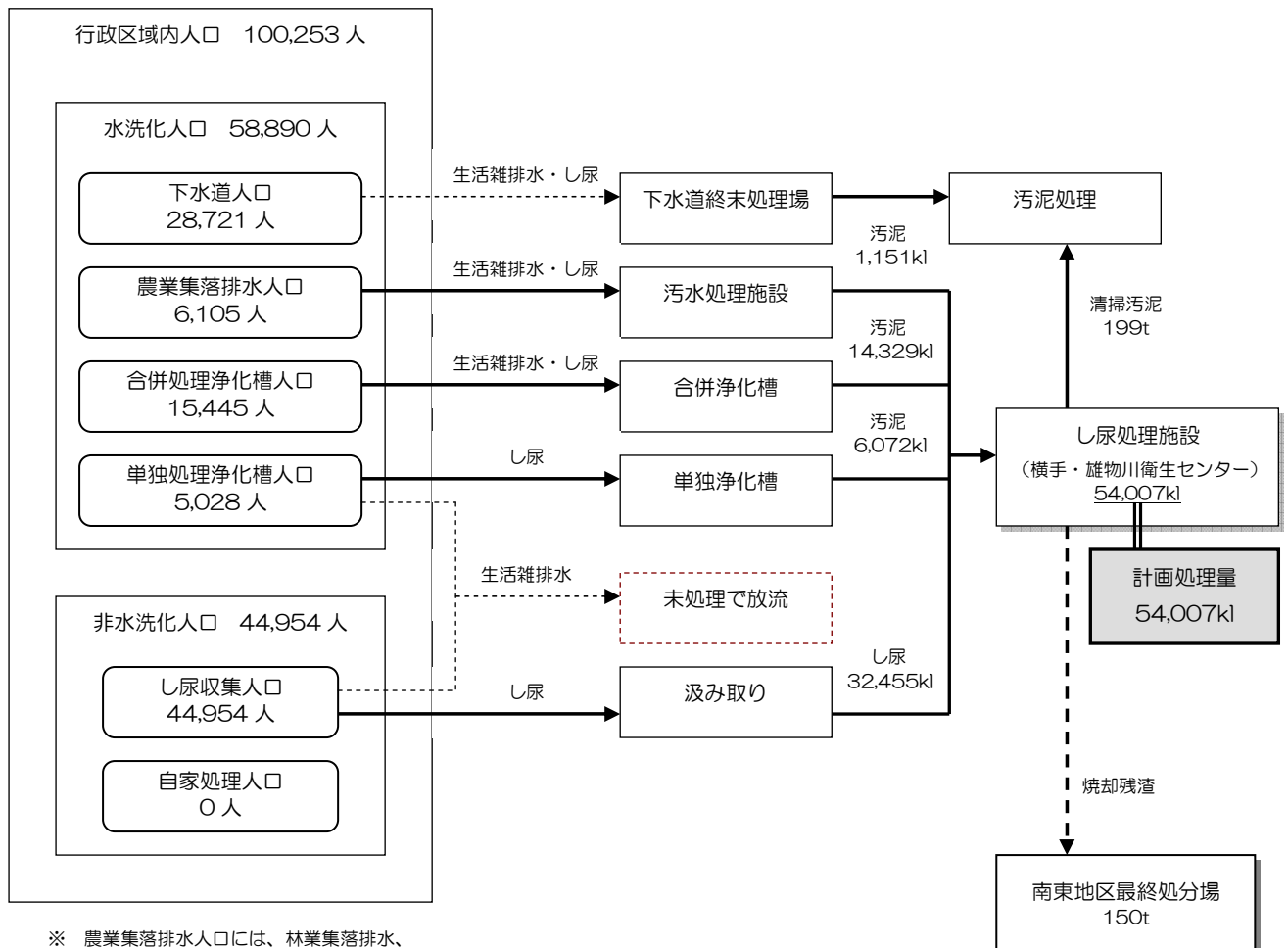
- ・両面コピーや使用済み用紙の裏面を活用する。
- ・詰め替え製品やリターナブル容器等を使用する。
- ・古紙(新聞・雑誌、ダンボール、コピー用紙等)の分別を徹底する。
- ・ごみの減量化について社内教育を実施する。
- ・事業所のごみの実態を把握し、減量化・資源化計画を作成する。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の流れ

本市の生活排水処理は、合併以前の旧横手平鹿広域市町村圏組合の処理体制を継続しており、市内には横手衛生センター、雄物川衛生センターの2カ所の処理施設があります。各衛生センター管内で発生した、し尿及び浄化槽汚泥は各衛生センターに搬入されて中間処理され、処理後の汚泥を焼却した残渣は南東地区最終処分場で埋立処理されます。



※ 図中の数値は、平成 22 年度実績である。
また、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

図3-1-1 生活排水処理の流れ

2. 生活排水処理人口の実績

平成 18 年度から平成 22 年度の間、水洗化・生活排水処理人口は 6,834 人（15.7%）増加しています。公共下水道人口は 4,933 人（20.7%）、農業集落排水人口は 214 人（3.6%）、合併処理浄化槽人口は 1,687 人（12.3%）増加しています。

一方、同期間に、単独処理浄化槽人口は 1,037 人（▲17.1%）、し尿収集人口は 10,066 人（▲18.3%）減少しています。

なお、ごみ処理基本計画においては「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に人口を算出しているため、9月末人口を各年度の人口としていますが、生活排水処理に関する統計では年度末を基準としているため、各年度の人口は3月末人口とします。

表3-1-1 生活排水処理人口の実績

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行政区域内人口	人	104,522	103,692	102,322	101,340	100,253
水洗化・生活排水処理人口	人	43,437	45,317	47,303	48,983	50,271
公共下水道人口	人	23,788	25,563	26,798	27,983	28,721
農業集落排水人口	人	5,891	5,959	6,045	6,087	6,105
合併処理浄化槽人口	人	13,758	13,795	14,460	14,913	15,445
水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	人	6,065	6,179	5,644	5,424	5,028
し尿収集人口	人	55,020	52,196	49,375	46,933	44,954
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率※	%	41.6	43.7	46.2	48.3	50.1

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

※ 農業集落排水人口には、林業集落排水及び小規模集合排水人口が含まれている。

※ 生活排水処理率＝水洗化・生活排水処理人口／行政区域内人口

3. 収集・処理量の実績

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理汚泥を含む）の収集・処理量は、公共下水道等の普及により、平成 18 年度から平成 22 年度の間、7,455k l / 年（▲12.1%）減少しており、1 日当たりでは 20.43k l / 日減少しています。特にし尿については 8,515k l / 年（▲20.8%）減少しており、1 日当たりでは 23.33k l / 日減少しています。

1 人 1 日当たりの収集・処理量は、平成 22 年度実績で、し尿は 1.98 l / 人・日、浄化槽汚泥は 2.73 l / 人・日、農業集落排水処理汚泥は 0.52 l / 人・日となっています。

表3-1-2 収集・処理量の実績

区 分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行政区域内人口－公共下水道人口	人	80,734	78,129	75,524	73,357	71,532
し尿収集人口	人	55,020	52,196	49,375	46,933	44,954
浄化槽人口（合併・単独）	人	19,823	19,974	20,104	20,337	20,473
農業集落排水人口	人	5,891	5,959	6,045	6,087	6,105
収集・処理量	Kl/年	61,462	61,247	57,504	56,347	54,007
し尿	Kl/年	40,970	39,577	34,774	34,353	32,455
浄化槽汚泥	Kl/年	19,533	20,007	21,840	21,088	20,401
農業集落排水処理汚泥	Kl/年	959	1,663	890	906	1,151
1日あたりの収集・処理量	Kl/日	168.39	167.34	157.55	154.38	147.96
し尿	Kl/日	112.25	108.13	95.27	94.12	88.92
浄化槽汚泥	Kl/日	53.52	54.66	59.84	57.78	55.89
農業集落排水処理汚泥	Kl/日	2.63	4.54	2.44	2.48	3.15
1人1日あたりの収集・処理量	l/人・日	2.09	2.14	2.07	2.10	2.07
し尿	l/人・日	2.04	2.07	1.93	2.01	1.98
浄化槽汚泥	l/人・日	2.70	2.74	2.98	2.84	2.73
農業集落排水処理汚泥	l/人・日	0.45	0.76	0.40	0.41	0.52

※ 表示単位未滿を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。
 ※ 農業集落排水人口には、林業集落排水及び小規模集合排水人口が含まれている。

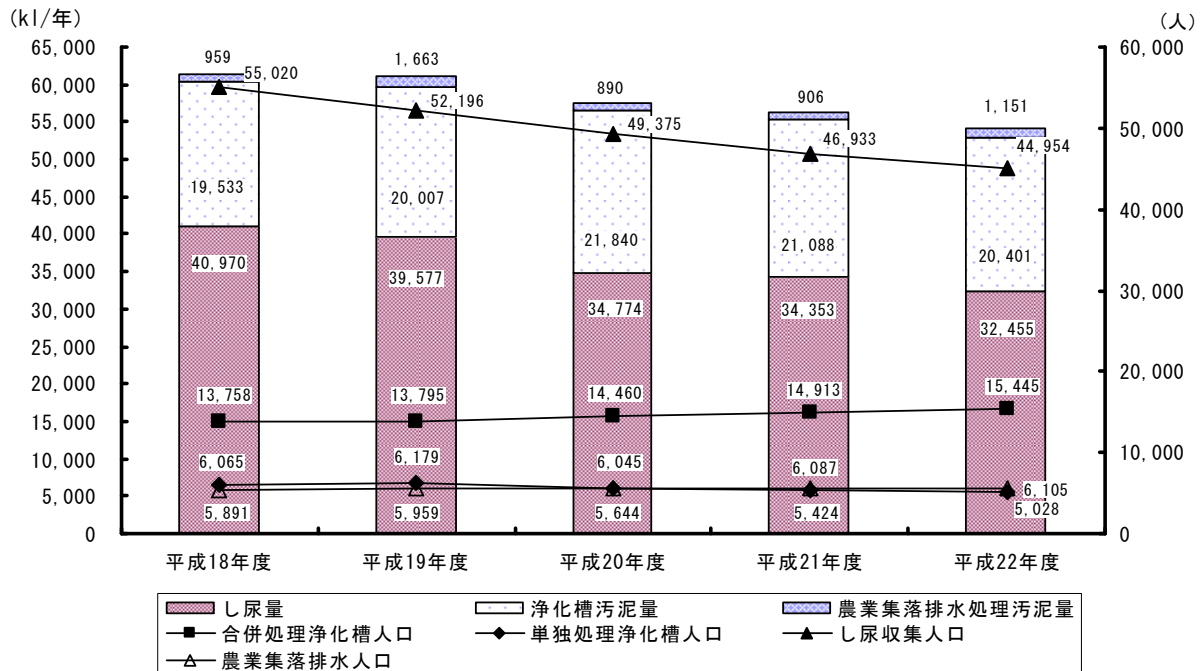


図3-1-2 生活排水処理人口及び収集・処理量の推移

4. 現有施設の状況

本市のし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理汚泥は、横手衛生センター及び雄物川衛生センターへ搬入・処理されています。

横手衛生センターは合併処理浄化槽の普及に伴い、平成17年度に全量汚泥にも対応可能な施設へと改造更新されています。また、雄物川衛生センターは平成9年度に基幹整備を実施しています。

1) 横手衛生センター

所在地	秋田県横手市睦成字七間川原 53-2
竣工年月	平成8年3月（平成17年12月更新）
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：122k l / 日（し尿 67k l / 日、浄化槽汚泥 55k l / 日） ・処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理方式（IZX システム）



横手衛生センター

2) 雄物川衛生センター

所在地	秋田県横手市雄物川町矢神字堂ノ下 129
竣工年月	昭和61年3月
処理能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力：55k l / 日 ・処理方式：高負荷酸化処理方式（IZ ジェットエアレーションシステム）



雄物川衛生センター

5. し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理経費は平成 22 年度で約 2 億 9,700 万円、1 k l 当たりでは 5,491 円、1 人当たりでは 4,261 円となっています。

処理経費の推移を見ると、平成 18 年度は約 2 億 3,200 万円でしたが、その後は増加傾向にあり、1 k l 当たり、1 人当たりともに増加傾向で推移しています。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の実績

区 分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
処理経費	千円	231,571	252,474	239,263	249,773	296,546
総処理量	kl/年	61,462	61,247	57,504	56,347	54,007
し尿及び浄化槽汚泥の処理人口	人	80,734	78,129	75,524	73,357	71,532
1kl あたり	円	3,768	4,122	4,161	4,433	5,491
1 人あたり	円	2,868	3,232	3,168	3,405	4,261

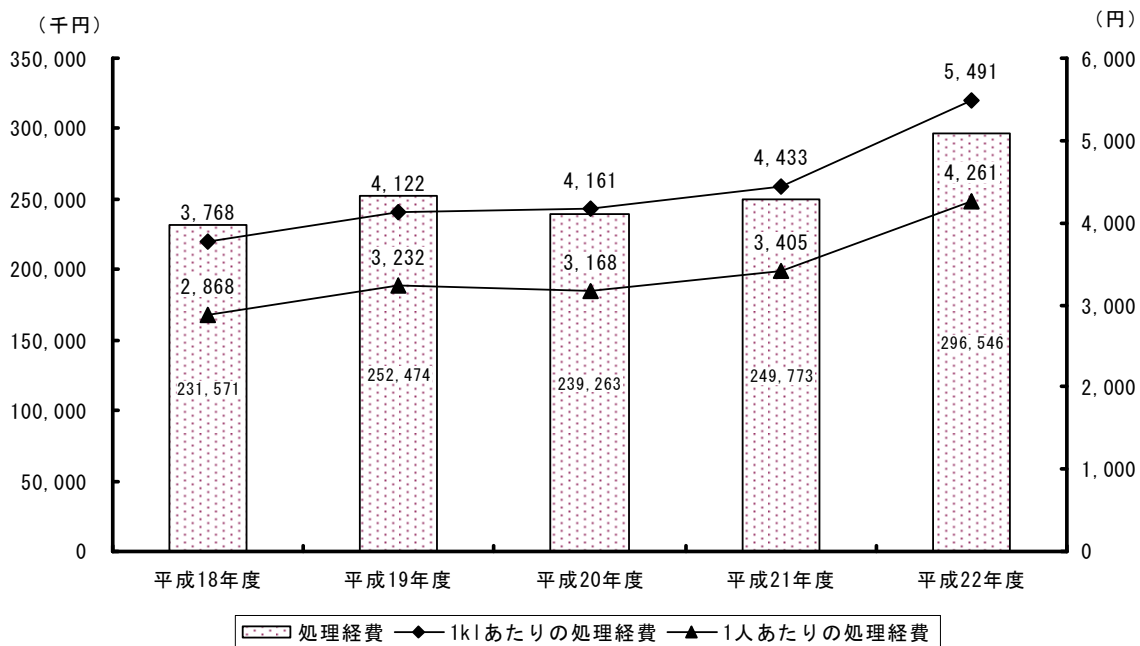


図 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥処理経費の推移

6. 現状の問題点と課題の整理

(1) 公共下水道の推進

本市の公共下水道は、平成 22 年度末現在で、処理区域内人口が 45,783 人、水洗化人口が 28,721 人で、下水道処理人口普及率は 45.7%、処理区域内の水洗化率は 62.7%となっており、秋田県全体の数値である 58.3%、76.7%と比較しても低いのが現状です。

今後も横手市下水道等整備構想に基づき、下水道の整備を推進し、普及率・水洗化率の向上を図る必要があります。

(2) 農業集落排水施設整備事業の推進

農業集落処理施設は、全 7 処理区が供用開始されており、平成 22 年度末現在で、処理区域内人口が 7,942 人、水洗化人口が 6,011 人で、処理区域内の水洗化率は 75.7%となっています。

平成 25 年度には金沢処理区が供用開始する予定となっており、併せて水洗化率の更なる向上を図る必要があります。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道、農業集落排水処理施設等の処理区域外、または計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及・整備により、し尿と生活雑排水の処理を実施する必要があります。

また、し尿汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することにより、水洗化率の向上と生活排水による水質汚濁の改善を図ることが可能になります。

第2節 基本方針及び処理主体

1. 基本方針

生活排水の処理は、公衆衛生の改善の立場から始まりましたが、その後は公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を目的として、生活排水を適正に処理するための施設整備が行われてきました。

本市では、公共下水道や農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽の設置を進めることにより生活排水処理率の向上を図るとともに、快適で衛生的な水環境の保全に努めます。

基本方針

1. 地域特性に応じた生活排水処理施設の整備

地域の状況に応じた生活排水対策を推進するため、横手市下水道等整備構想に基づき、費用対効果を含めた総合的な検討を加えながら、公共下水道や農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の設置を推進します。

2. し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

公共下水道等への未接続世帯からのし尿及び浄化槽汚泥について、収集運搬体制の維持とし尿収集量減少に伴う将来的な収集運搬体制の検討をします。また、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的かつ効率的に処理できるよう、処理施設の適正な管理運営に努めます。

さらに、秋田県が進めている「あきた循環のみず推進事業」との整合を図り、し尿等の流域下水道への投入について関係機関との協議を進めていきます。

2. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体について、表3-2-1に示します。

表3-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道		し尿及び生活雑排水	市
農業集落排水処理施設		し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	市・個人
し尿	収集	し尿及び浄化槽汚泥	許可業者
	施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

第3節 計画目標値の設定

1. 処理形態別人口

処理形態別人口を表3-3-1に示します。目標年度における数値は当初計画（平成18年3月策定）で設定した数値を使用しています。

表3-3-1 処理形態別人口の予測

区 分	単位	平成16年度 (基準年度)	平成22年度 (当初計画)	平成22年度 (実績)	目標年度に 対する達成率 (%)	平成27年度 (目標年度)
行政区域内人口	人	105,479	100,731	100,253		95,905
水洗化・生活排水処理人口	人	41,566	55,962	50,271	75.1	66,918
公共下水道人口	人	20,953	29,871	28,721	75.2	38,216
農業集落排水人口	人	5,681	6,399	6,105	92.6	6,595
合併処理浄化槽人口	人	14,932	19,692	15,445	69.9	22,107
水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	5,988	4,016	5,028	65.6	3,300
し尿収集人口	人	57,925	40,753	44,954	57.1	25,687
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率※	%	39.4	55.6	50.1	71.8	69.8

- ※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。
- ※ 農業集落排水人口には、林業集落排水及び小規模集合排水人口が含まれている。
- ※ 生活排水処理率＝水洗化・生活排水処理人口／行政区域内人口
- ※ 目標年度に対する達成率は、水洗化・生活排水処理人口とその内訳、及び生活排水処理率については実績値／当初計画値により算出している。また、水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）、及びし尿収集人口については当初計画値／実績値により算出している。

2. し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥の排出量を表3-3-2に示します。目標年度における数値は、当初計画（平成18年3月策定）で設定した数値を使用しています。

表3-3-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

区 分	単位	平成16年度 (基準年度)	平成22年度 (当初計画)	平成22年度 (実績)	平成27年度 (目標年度)
収集・処理量	Kl/年	61,302	51,168	54,007	40,171
し尿	Kl/年	45,346	32,197	32,455	20,294
浄化槽汚泥	Kl/年	15,033	17,934	20,401	18,809
農業集落排水処理汚泥	Kl/年	923	1,037	1,151	1,068

- ※ 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合がある。

3. 計画目標値の設定

公共下水道や集落排水処理施設、合併処理浄化槽等による生活排水の処理率は、平成 22 年度で 50.1%となっており、当初計画における目標年度である平成 27 年度の数値目標は未達成となっている状況を踏まえ、計画目標値については引き続き当初計画の目標達成を目指すものとします。

表3-3-3 生活排水処理の計画目標値

	平成 22 年度（実績）	平成 27 年度（目標値）
生活排水処理率	50.1%	69.8%

※ 生活排水処理率とは、計画区域内人口に対する生活雑排水処理人口（公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の人口）の割合である。

表3-3-4 人口の内訳

	現在（平成 22 年度）	目標年度（平成 27 年度）
1.行政区域内人口	100,253 人	95,905 人
2.計画処理区域内人口	100,253 人	95,905 人
3.水洗化・生活雑排水処理人口	50,271 人	66,918 人

第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1. 収集運搬計画

計画処理区域内で発生したし尿及び浄化槽汚泥の全量を収集対象とします。収集運搬は現行どおり許可業者が行い、横手衛生センター並びに雄物川衛生センターへ搬入します。し尿収集については定期収集や市民からの申し込みにより、また、浄化槽汚泥については必要に応じて収集を行います。なお、今後は下水道等の普及に伴い、し尿収集量の減少が見込まれることから、さらに効率的かつ適正な収集運搬体制について検討します。

2. 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、横手衛生センター、雄物川衛生センターの2処理施設で適正に処理します。

- ・ 処理対象物は計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。
- ・ 処理量に対応した処理能力を確保し、安定的かつ効率的な中間処理を実施します。
- ・ 処理施設の適正な維持管理をするとともに、周辺環境に配慮するなど環境保全の確保に努めます。
- ・ 処理方式については現行どおりとします。ただし、今後、下水道の普及が進み、稼働率が著しく低下した場合には、関係機関と十分協議の上、施設のあり方や処理方法などについて検討します。

3. 最終処分計画

処理施設から発生した焼却残渣は南東地区最終処分場へ搬入し、埋め立て処分をします。

4. その他の施策

(1) 生活排水による水環境への負荷低減

公共下水道や農業集落排水処理施設が未整備の生活排水未処理区域においては、調理くずや廃食用油等の処理、洗剤の適切な使用等について市民に周知を図り、生活排水による水質汚濁の削減に努めます。

(2) 広報・啓発活動

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、市報・ホームページ・FM放送等により広報・啓発活動を実施します。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道事業や農業集落排水処理施設事業の計画区域外、あるいはこれらの施設が整備されるまで相当の期間を要する区域や、集落を形成しておらず集合処理が困難な地域については、合併処理浄化槽の設置を促進していくものとします。

このため、合併処理浄化槽を設置する際の補助制度について周知を図るとともに、既に合併処理浄化槽を使用している世帯に対しては、定期的な保守点検や清掃、及び法定検査の実施について、周知徹底を図ります。

資 料 編

1. 用語の解説

い

一般廃棄物

廃棄物処理法で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。日常生活から排出されるごみや粗大ごみ（家庭系）と、企業、商店などの事業活動から排出される紙くず等のごみ（事業系）に大別されます。

一般廃棄物会計基準

一般廃棄物処理事業にかかるコスト分析の標準的手法を示すものであり、環境省が平成19年6月に公表しました。財務諸表を公表することにより、社会に対する説明責任を果たすとともに、一般廃棄物処理事業の効率化を図ることを目的としています。

一般廃棄物処理事業実態調査

毎年環境省が実施する、全ての市町村と廃棄物処理事業を実施する全ての事務組合における、一般廃棄物の処理事業に関する調査です。ごみ・し尿等の処理状況や体制、経費等について年度ごとの調査結果を公表していません。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画が長期的視点に立った、市の基本方針であるのに対し、基本計画に基づいて、年度ごとに一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬・処分等について定めるものです。

え

エコライフ協力事業所

エコライフとは「環境保全に配慮した生活及び実践」を意味する造語で、環境衛生活動、ごみ減量化、分別・資源化等について推奨・協力・実践している事業所、店舗及び町内会を認定する本市独自の制度です。

お

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素、メタン、フロン類等が挙げられます。近年、大気中の濃度が増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされています。

か

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り、及び引き取った廃家電の製造業者等への引き渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けています。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所・風呂、洗濯等に使用した排水）を併せて処理する浄化槽であり、従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川等の公共用水域の汚濁を軽減する効果があります。

環境衛生指導員

ごみ集積所の維持管理や分別・排出の指導、環境美化活動等への協力により、環境衛生行政の円滑な推進を図るため、町内会等に配置することができます。

環境監視員

市の委嘱を受けて管内の環境の状況を把握するとともに、廃棄物の不法投棄や不適正処理に対する監視等、環境の悪化及びその原因となる不法行為等を防止するための活動を行います。

環境教育

人間と環境の関わりについて理解と知識を深め、個人や集団が環境に配慮した責任ある行動を取ることを目的として、家庭、地域社会、学校、企業、行政等で行う教育のことです。生涯学習として幼児から高齢者まであらゆる年齢層が対象となります。

感染性一般廃棄物

医療機関等から生ずる、人が感染するおそれのある病原体が含まれる、またはそのおそれのある廃棄物をいい、廃棄物処理法により「特別管理一般廃棄物」に指定されています。このため、他の廃棄物とは区分して処理基準が定められており、それに応じた必要な措置を講ずることとされています。

＜

グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ない商品を選択・購入すること。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準等を取り決めていきます。グリーン購入への取り組みは、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与します。

グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国等の機関にグリーン購入を義務付けるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

け

建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。一定規模以上の建設工事について、受注者に対しコンクリートや木材等を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注

者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。

こ

公共下水道

主として市街地の雨水を速やかに排除し、また、汚水を処理して河川等に放流するもので、市町村が事業主体となって行う下水道です。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがあります。

小型電気電子機器リサイクル制度

小型電気電子機器に含まれているレアメタル等の有用資源を回収し、再資源化することにより、希少資源の確保、廃棄物の減量等を推進することを目的として、現在、国で制度構築に向けて検討が行われています。秋田県では平成18年度から5年間に渡り小型電気電子機器の回収モデル事業を実施してきましたが、平成24年度には制度の実証となる「小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験」が実施されます。

コンポスト

本来は、有機物を微生物の力により完全に分解した肥料（堆肥）を意味しますが、転じて生ごみ堆肥化容器をコンポストと呼んでいます。

さ

災害廃棄物

地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことで、倒壊・破損した建物のがれきや木くず、コンクリート、金属くず等多様なものがあります。災害廃棄物の処理責任は本来は発生した市町村にありますが、大規模災害においては被災した自治体だけでの処理は困難なため、国や地域全体での対応が必要になります。

最終処分（場）

リサイクルや中間処理をすることができない廃棄物を埋め立てにより最終処分すること、及びそのための施設のこと。廃棄物処理法に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、同法に定められた廃棄物の区分に従い処分されます。埋め立てが進行して満杯になったら終了し、その後廃止されます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物、及び輸入された廃棄物をいいます。



資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」。

①事業者による製品の回収・リサイクル対策の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制、③回収した製品からの部品等の再使用のための対策を行うことにより、循環型経済システムの構築を目的としています。パソコンや小型二次電池が指定再資源化製品として、メーカーによる自主回収及び再資源化に取り組むことが求められています。

自然共生社会

豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる社会のことです。国の基本計画においては「持続可能な社会」の実現のためには、「循環型社会」、「低炭素社会」と共に統合的な取り組みが求められており、天然資源の活用にあたっては、生物多様性の保全や資源採取に伴う自然破壊の防止への配慮が不可欠です。

持続可能な社会

将来の世代が享受する経済的、社会的な利益を損なわない形で、現在の世代が環境を利用していこうとする考え方に基づく社会をいいます。

持続可能な社会を構築するためのアプローチには、自然保護、公害防止や各種リサイクル法、京都議定書等の国際的条約や合意、省エネルギーや資源循環性、環境に配慮した新技術の開発・普及、そして個人の意識改革があります。

自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車製造業者・輸入業者に自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残渣）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車所有者が原則として新車購入時に負担する制度により、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることとしています。

集団資源回収

町内会、子供会、PTA 等の団体が地域活動として、各家庭の協力を得て、家庭から出される古紙や空き缶等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動です。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わる、今後目指すべき社会像として、国は「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会の基本的な方向性を定めるとともに、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を循環型社会の実践的な行動指針としました。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定しています。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品循環資源の再生利用及び食品廃棄物の発生抑制、減量化を目的に、一定規模以上の食品関連事業者（製造、流通、外食等）に対し、食品廃棄物の削減や、肥料、飼料として再生利用することを義務付けています。

す

3R（スリーアール）

廃棄物対策のキーワードである Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字を取った言葉です。

せ

生活排水

炊事や洗濯等、一般的な人間の生活に伴って生じ、排出される水のことであり、生活雑排水と呼ばれる台所、風呂及び洗濯等の排水と、し尿と呼ばれるトイレからの排水の二つが主要なものとして挙げられます。

た

第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成と廃棄物の適正処理を一体的に推進するため、従前の廃棄物処理計画を組み入れた形で平成23年6月に策定。基本理念として「環境と経済が好循環する持続可能な社会の実現」を掲げ、廃棄物の3Rの推進、レアメタルのリサイクルシステムの構築や回収技

術の推進による地域循環圏の形成等を主な施策としています。

堆肥化

生ごみ等を微生物の力により堆肥にすること。コンポスト化ともいいます。家庭等で使用される堆肥化処理容器をコンポスターといいます。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽であり、生活雑排水については未処理のまま公共用水域へ放流することから、水環境への負荷が大きく、水質汚濁の原因となるため、新設は禁止されています。

ち

地域循環圏

廃棄物の適正処理を前提に、環境面や資源面、経済面の各観点から、循環資源の性質や地域の特性に応じた最適な規模の循環型社会を形成しようとする考え。

地球温暖化

太陽からの放射エネルギーの大部分は、大気を通過して地表面に吸収され、暖められた地表面からは赤外線形で熱が放出されます。大気中にはこの赤外線を吸収する性質を有する二酸化炭素、メタン、フロン類等の気体があり、熱の一部が再び地表に向けて放射され、地表面と下層大気がより高い温度となります。この働きを温室効果といい、その原因となる二酸化炭素等の気体を温室効果ガスといいます。

地球温暖化とは、温室効果ガスの増加により、自然の気候変動の範囲を超えて地球の平均気温が上昇する現象を指します。

中間処理

廃棄物の減量化、安定化、有価物の回収等を行うことで、具体的には可燃ごみの焼却、粗大・不燃ごみの破碎、資源ごみの選別・圧縮及び梱包、汚泥の脱水・乾燥等をいいます。

て

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて環境への負荷が少ない車のこと。エコカーともいいます。排出ガスに含まれる窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ないか全く排出しないこと、燃費性能が優れていること、騒音・振動等の発生を大幅に抑えていること等が特徴です。主なものとしては、天然ガス（CNG）自動車、電気自動車、ハイブリッドカー、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等があります。

低炭素社会

社会に多大な影響をもたらす地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出を抑制した社会のことです。

「持続可能な社会」の実現のためには「循環型社会」への取り組みと同様に、社会経済システムやライフスタイルの見直しが必要とされます。

電動生ごみ処理機

生ごみ等の有機物を処理する家電製品のことで、バイオ式と乾燥式に大別され、バイオ式は微生物の力により有機物を分解し、堆肥化することができます。これに対して乾燥式は温風等の加熱によって、生ごみ中の水分を蒸発させて減量化します。

と

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に関わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物であり、PCB 使用部品や感染性一般廃棄物等が挙げられます。他の廃棄物とは区分して処理基準が定められており、それに応じた必要な措置を講ずることとされています。

に

二輪車リサイクルシステム

廃棄二輪車の適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用を目的に、二輪車の国内メーカー4社と輸入業者12社が中心となって自主的な取り組みとして行っているものです。取扱店や引取窓口に持ち込まれた二輪車は全国14ヵ所にある「処理・リサイクル施設」で破碎処理され、有用金属はリサイクルされます。当初はリサイクル料金が必要でしたが、平成23年10月より無料引取が開始されました。

の

農業集落排水（事業）

農業用の水路や集落内の排水路の水質保全、自然環境の保全、農村の生活環境の改善を図るため、農村におけるし尿、生活雑排水を集め、処理するための施設を整備する事業です。同様の施設を整備する事業は山村地域においては林業集落排水事業、また、農業集落排水事業の対象とならないような小規模の集落においては小規模集合排水処理施設整備事業があります。

野焼き

廃棄物の屋外焼却のこと。廃棄物処理法や秋田県公害防止条例において、一部の例外を除いて禁止されています。法律に違反すると行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（またはその両方）、法人の場合は3

億円以下の罰金に処せられる規定が定められています。野焼きはごみの不適正処理であり、焼却時に発生する排ガス（煙）による周辺環境への影響が懸念されるとともに、近隣住民への迷惑、さらには火災の原因となる危険性もあります。

は

廃棄物

一般の通念からすれば、捨てられているものはすべて廃棄物といえますが、廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの」と定義しており、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに大別されています。

廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

廃消火器リサイクルシステム

社団法人日本消火器工業会が国の認可を取得して実施している廃消火器の引取・適正処理・リサイクルを目的とした回収システム。これにより製造メーカーに関わらず、効率的に廃消火器を回収することが可能になりました。

い

不法投棄

廃棄物処理法に違反して定められた場所以外に廃棄物を投棄すること。法律に違反すると行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（またはその両方）、法人の場合は3億円以下の罰金に処せられる規定が定め

られています。不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境に及ぼす影響はもちろんですが、原状回復費用等の経済的損失をもたらす他、周辺地域のコミュニティを破壊する等、社会的な影響も極めて大きいため、未然防止対策や監視体制の強化が求められています。

分別収集計画

市町村が容器包装廃棄物の分別収集を実施する場合には容器包装リサイクル法の規定に基づき、分別収集計画を定めることとなっています。分別収集を合理的かつ効率的に遂行していくために、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関する基本的事項を定めた計画です。

ま

マイバッグ

消費者が買物の際に品物を入れて持ち帰るために、自分で用意するバッグや袋のこと。マイバッグの利用を習慣化することでレジ袋等の消費を抑制することができ、ごみの排出削減やそれに伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの削減、レジ袋の原料となる原油の消費抑制（資源保護）につながります。

も

もったいない (MOTTAINAI)

仏教用語の「勿体（もったい）」を否定する語で、物の本来あるべき姿が無くなるのを惜しみ、嘆く気持ちを表しています。

環境分野初、アフリカの女性として初のノーベル平和賞受賞者であるケニアのワンガリ・マータイ氏により、3Rを一言で表す言葉であり、命の大切さや地球資源に対する Respect（尊敬の念）という意味も込められているとして、環境を守る国際語「MOTTAINAI」として世界中に広められました。

よ**容器包装リサイクル法**

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する事業者又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めています。

れ**レアメタル**

地球上にその存在が稀であるか、又はその抽出が経済的・物理的に非常に困難な金属の総称。インジウム、タングステン、ニッケル、コバルト、希土類（レアアース）等があります。希少金属は、ステンレス等の基礎素材産業からハイテク分野の産業に至るまで幅広く利用されており、「産業のビタミン」とも呼ばれる、欠くことのできない重要な原材料です。

2. 条例・規則関係

(1) 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年10月1日

条例第152号

改正 平成18年9月25日条例第87号

平成22年3月25日条例第18号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 横手市廃棄物減量等推進審議会等（第7条～第13条）

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物処理計画（第14条）

第2節 一般廃棄物の適正処理（第15条～第18条）

第3節 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業（第19条～第26条）

第4章 雑則（第27条～第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制及び再生利用を促進し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすること等により、横手市（以下「市」という。）における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国、県及び市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の

困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国、県及び市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

- 2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
- 3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 5 市は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

第2章 横手市廃棄物減量等推進審議会等

(設置及び権限)

第7条 一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進を図るため、横手市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量に関すること。
- (2) 一般廃棄物の再生利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 審議会は、一般廃棄物の減量化及び再生利用の推進等に関する重要事項について、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 市長は、審議会において専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第9条 審議会の委員及び専門委員は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に関係のある者並びに学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、これを妨げない。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(会長)

第11条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(部会)

第12条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(規則への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会及び推進員の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物処理計画

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）
 - (2) 一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）
- 2 一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 3 市長は、基本計画及び実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、基本計画及び実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第2節 一般廃棄物の適正処理

(市の処理)

- 第15条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。
- 2 市は、一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の収集若しくは運搬又は処分を行うに当たっては、一般廃棄物処理基準を遵守しなければならない。
 - 3 市は、特別管理一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行うに当たっては、特別管理一般廃棄物処理基準を遵守しなければならない。

(住民の協力義務)

- 第16条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(多量の一般廃棄物の処理の指示)

- 第17条 市長は、事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

- 第18条 市長は、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。
- 2 市長は、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を、その指定する者に委託することができる。
 - 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料に関し必要な事項は、規則で定める。

第3節 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(許可)

第19条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 浄化槽清掃業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 4 前3項の許可を受けた者は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可証の交付等)

第20条 市長は、前条第1項、第2項又は第3項の規定により許可を行ったときは、許可証を交付する。

- 2 一般廃棄物処理業者（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。）及び浄化槽清掃業者は、前項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(従業員証の交付)

第21条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、従業員の氏名、生年月日、及び住所を市長に届け出て従業員証の交付を受けなければならない。

- 2 前項の従業員証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を市長に届け出て従業員証の再交付を受けなければならない。

(施設及び器材の検査)

第22条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、処理施設、作業用器具、運搬用具その他事業を行うに必要な器材等について市長が行う検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査に合格したものについては、検査証を交付する。
- 3 前項の検査証を紛失したときは、直ちにその理由を市長に届け出て検査証の再交付を受けなければならない。

(許可証等の返納)

第23条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、許可証、従業員証及び検査証（以下「許可証等」という。）の有効期間が満了し、又は営業の許可が取り消されたときは、その日から7日以内に当該許可証等を返納しなければならない。

- 2 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が業を廃止し、死亡し、合併し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て許可証等を返納しなければならない。
- 3 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、従業員が死亡し、又は従業員を解雇したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、当該従業員証を返納しなければならない。

(許可等に係る手数料)

第24条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を、申請の際に納入しなければならない。

- (1) 第19条第1項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (2) 第19条第2項の規定に基づき一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件につき5,000円
- (3) 第19条第3項の規定に基づき浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件につき10,000円
- (4) 第20条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき3,000円
- (5) 第21条第1項の規定に基づき従業員証の交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき200円
- (6) 第21条第2項の規定に基づき従業員証の再交付を受けようとする一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者 1件につき200円

(許可の取消し等)

第25条 市長は、一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者が法、浄化槽法及びこの条例の規定に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(遵守義務)

第26条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- (4) 作業に従事するときは、常に従業員に従業員証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させること。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第27条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その業に係る一般廃棄物の種類、処理量及び処理方法又は浄化槽の点検及び清掃に関して市長の定めるところにより報告しなければならない。

(立入検査)

第28条 市長は、清掃指導員に一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者の事務所、事業所若しくは一般廃棄物の処理施設のある土地建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは一般廃棄物の処理施設の維持管理又は浄化槽の清掃に関し帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(清掃指導員の設置)

第29条 清掃思想の普及並びに生活環境の保全及び一般廃棄物処理業者等の指導及び立入検査を行わせるため清掃指導員を置く。

2 清掃指導員は、市職員のうちから市長が命ずる。

3 清掃指導員は、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、平成19年4月1日から施行し、同日前の手数料は、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年横手市条例第13号）、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年増田町条例第3号）、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年平鹿町条例第5号）又は十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年十文字町条例第11号）の例による。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、雄物川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年雄物川町条例第9号）、大森町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年大森町条例第23号）、十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年山内村条例第20号）又は大雄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定（平成5年大雄村条例第15号）によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月25日条例第87号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

1 ごみ袋

（消費税を含む。）

区分		手数料
指定可燃ごみ袋	大20枚につき	630円
	中20枚につき	420円
	小20枚につき	210円
指定プラスチック類ごみ袋	大20枚につき	420円

2 粗大ごみ

（消費税を含む。）

大きさ 重さ	200cm以下	200cmを超え、300cm以下	300cmを超え、400cm以下	400cmを超え、500cm以下
15kg未満	315円	630円	945円	1,260円
15kg以上30kg未満	630円	630円	945円	1,260円
30kg以上40kg未満	945円	945円	945円	1,260円
40kg以上100kg未満	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円

備考

- 1 粗大ごみの大きさは、縦、横及び高さの合計をいう。
- 2 粗大ごみの大きさ及び重さの基準の対象となる主な品目は規則で定める。

(2) 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第133号

改正 平成18年12月4日規則第57号

平成22年3月25日規則第6号

平成23年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年横手市条例第152号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の会議)

第2条 横手市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第3条 審議会の部会（以下単に「部会」という。）に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会の事務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち会長の指名する委員がその職務を行う。

第4条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、その部会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(審議会の雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 条例第18条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する一般廃棄物処理手数料は、粗大ごみ収集券により徴収する。

(繰替払)

第8条 条例第18条第2項の規定により一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を指定する者に委託したときは、当該委託に係る経費の支払いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条第5項の規定により一般廃棄物処理手数料を繰り替えて使用させることができる。

(許可申請)

第9条 条例第19条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業（新規、更新）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第19条第2項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業（新規、更新）許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第19条第3項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業（新規、更新）許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(許可の更新)

4 条例第19条第4項の規定により許可の更新を受けようとする者は、前3項に定める許可申請書を許可の有効期間の満了の日前2箇月までに、市長に提出しなければならない。

(許可証の様式)

第10条 条例第20条第1項の規定による許可証の様式は、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第4号）、一般廃棄物処分業許可証（様式第5号）及び浄化槽清掃業許可証（様式第6号）による。

(従業員証の様式)

第11条 条例第21条の規定による従業員証の様式は、様式第7号による。

(定期検査の時期及び検査証の様式)

第12条 条例第22条第2項の規定による検査証の様式は、様式第8号による。

(身分を示す証票の様式)

第13条 条例第29条第3項の規定による身分を示す証票の様式は、様式第9号による。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年横手市規則第8号）、増田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年増田町規則第5号）、平鹿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年平鹿町規則第4号）雄物川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年雄物川町規則第7号）、大森町

廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成9年大森町規則第20号）、十文字町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年十文字町規則第7号）、山内村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年山内村規則第12号）又は大雄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年大雄村規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月4日規則第57号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第6号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第16号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

一般廃棄物処理手数料	電気製品等	家具、寝具、敷物等	趣味、レジャー等
300円	掃除機 こたつ（こたつ板1辺につき100cm未満） ズボンプレスナー 湯沸器 電気カーペット（3帖まで） 小型ステレオ 扇風機 換気扇 照明器具 電気ストーブ 加湿器 ふとん（1枚につき）等	椅子（1人用） 座椅子 風呂のふた サマーベット 座布団（5枚まで） ふすま ファンシーケース ソファ（1人用ひじ掛無） ベビーチェアー バスマット 歩行器 マットレス（シングル・セミダブル） カラーボックス等	スコップ サッシ枠のみ（網戸・小） エントツ（5本毎） 三輪車（遊具） 子供用足こぎ四輪車 ゴルフクラブ（単品） 自転車（16インチ未満） チャイルドシート スノーダンプ スキー スキーキャリア 物干し竿（2m以内） 物干し支柱（1本）等

600円	編み機 衣類乾燥機 オープン こたつ（こたつ板いずれか 1辺100cm以上） 電気カーペット（6帖まで） ミシン（ポータブル式） 食器洗い機 除湿機等	椅子（2人以上用） ソファ（1人用ひじ掛け 有） 回転式座椅子 回転ハンガー パイプ型ふとん干し マットレス（ダブル） シングルベットの枠 ベビーベッド等	サッシ枠のみ（網戸・大） 乳母車 車椅子 一輪車（猫車） 脚立（200cm未満） ゴルフクラブ（ハーフセッ ト） 自転車（16インチ以上） 水槽（1辺につき120cm 未満） トランポリン（遊具） シルバーカー 木戸（木製ドア） 物干し支柱（1組）等
900円	ウィンドファン 電子レンジ オルガン（箱型以外） 電気カーペット（6帖を超 えるもの） 家庭用複写機等	座卓（120cm～200 cm） 風呂釜 ソファ（2～3 人用・コーナー） セミダブルベットの枠 磁気入りマットレス（シン グル・セミダブル） ロッキングチェア 机等	犬小屋（1辺100cm未 満） 乳母車（双子用） 脚立（200cm以上） ゴルフクラブ（フルセッ ト）等
1,200円	電子ピアノ オルガン（箱型） 足踏みミシン等	ソファベット ダブルベットの枠 磁気入りマットレス（ダブ ル）等	犬小屋（1辺100cm以上 の組立式） 電動車椅子 卓球台 マッサージ機（椅子式） 鉄棒（遊具） ブランコ（遊具） バスケットゴール（遊具） 物置（組立式を解体したも の）等

3. 横手市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（順不同、敬称略）

任期：平成24年3月1日～平成26年2月28日

審議会 役職	委員氏名	所属先・役職
会長	柴田光雄	環境美化推進員等
副会長	黒政和子	婦人代表
	赤川和子	婦人代表
	佐藤静子	婦人代表
	小松田かよ子	婦人代表
	黒政和子	婦人代表
	鷹田芳子	婦人代表
	小棚木美和子	婦人代表
	笠井みち子	婦人代表
	高橋弘子	婦人代表
	佐々木健治	環境美化推進員等
	佐藤正彦	環境美化推進員等
	熊谷秋夫	環境美化推進員等
	石川榮治	環境美化推進員等
	鈴木勝	環境美化推進員等
	黒沢義春	環境美化推進員等
	佐々木隆一	企業代表（よねや商事株式会社）
	佐々木静夫	企業代表（大森衛生社）
	佐藤政実	横手市環境保全振興会
	上田卓巳	協同組合横手環境協議会
	佐藤哲紹	平鹿地域振興局 福祉環境部 環境指導課

横手市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）

平成 24 年 3 月

発行者：横手市

秋田県横手市条里一丁目 1 番 1 号

電話（0182）35-2111

編 集：横手市市民生活部生活環境課
